

令和元年

# 富岡町議会会議録

第3回定例会

6月12日開会～6月13日閉会

富岡町議会

## 令和元年第3回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 6月12日（水曜日）

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	2
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	3
○説明のため出席した者 .....	3
○事務局職員出席者 .....	4
開 会（午前 9時58分） .....	5
○開会の宣告 .....	5
○開議の宣告 .....	5
○議事日程の報告 .....	5
○諸般の報告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	6
○会期の決定 .....	6
○諸報告 .....	6
○議案の一括上程 .....	11
○提案理由の説明及び一般町政報告 .....	11
○一般質問 .....	16
安藤正純君 .....	16
渡辺三男君 .....	29
高野匠美君 .....	43
○散会の宣告 .....	52
散 会（午後 2時47分） .....	52

### 第2日 6月13日（木曜日）

○議事日程 .....	55
○本日の会議に付した事件 .....	55
○出席議員 .....	55
○欠席議員 .....	56
○説明のため出席した者 .....	56
○事務局職員出席者 .....	56

開 議 (午前 10時00分) .....	58
○開議の宣告 .....	58
○議事日程の報告 .....	58
○会議録署名議員の指名 .....	58
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	58
○委員会報告 .....	84
○動議の提出 .....	87
○閉会の宣告 .....	88
閉 会 (午後 1時19分) .....	88

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

# 令和元年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和元年6月12日(水) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告
- 7、議会報編集特別委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 4号 平成30年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 5号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 6号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について
- 報告第 7号 専決処分の報告について
- 議案第34号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第35号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 工事請負契約について
- 議案第38号 工事請負契約の変更について
- 議案第39号 工事請負契約の変更について
- 議案第40号 令和元年度富岡町一般会計補正予算(第1号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第 4号 平成30年度富岡町継続費繰越しの報告について
- 報告第 5号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

- 報告第 6号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 7号 専決処分の報告について  
議案第34号 専決処分の報告及びその承認について  
議案第35号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第36号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第37号 工事請負契約について  
議案第38号 工事請負契約の変更について  
議案第39号 工事請負契約の変更について  
議案第40号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告
- 7、議会報編集特別委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 4号 平成30年度富岡町継続費繰越しの報告について  
報告第 5号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 6号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について  
報告第 7号 専決処分の報告について  
議案第34号 専決処分の報告及びその承認について  
議案第35号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第36号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第37号 工事請負契約について  
議案第38号 工事請負契約の変更について  
議案第39号 工事請負契約の変更について  
議案第40号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

---

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	猪狩力君
都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君

参 い	事 わ	兼 き	支 所	兼 長	三	瓶	雅	弘	君
総 主	務 幹	務 兼	課 長	課 佐	猪	狩	直	恵	君
代 表	監 査	委 員			坂	本	和	久	君

---

○事務局職員出席者

議 事	会 務	事 務	局 長	志	賀	智	秀
議 席	会 務	事 務	局 長	猪	狩	英	伸
議 席	会 務	事 務	局 査	杉	本	亜	季

開 会 (午前 9時58分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月6日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から明日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、去る6月3日、令和元年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催され、その席上、富岡町議会が優良町村議会として表彰されましたので、ご報告いたします。

また、地方自治の振興発展に寄与、貢献された功績により、自治功労表彰の伝達も行われ、議会議員として20年以上在職した特別功労者として本町議会からは渡辺英博君並びに高野泰君が表彰の栄に浴されております。心よりお祝い申し上げます。

また、私ごとで恐縮ではありますが、私塚野も町村議会議長として6年以上在職した自治功労者として表彰の栄に浴しましたので、あわせてご報告いたします。

ここで暫時休議し、表彰状の伝達を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休議いたします。

休 議 (午前 9時59分)

---

再 開 (午前10時04分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

次に、平成30年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

また、陳情書4件を受理し、この写しを委員会報告書の79ページから96ページに添付しております

ので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

10番 高野 泰 君

11番 黒澤 英 男 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの2日間と決定いたしました。

---

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より報告いたします。

元監第3号、令和元年6月12日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1)平成31年2月・3月・4月においては平成30年度予算4月支出分、平成31年度4月分。(2)一般会計及び特別会計。(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。平成31年3月20日・4月19日・令和元年5月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

[議会運営委員会委員長(遠藤一善君)登壇]

○議会運営委員会委員長(遠藤一善君) 改めまして、おはようございます。報告第13号、令和元年6月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1) 議案審議について、(2) 6月定例会の会期及び日程について、(3) その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和元年6月7日午前9時15分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、主幹兼課長補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1) 議案審議について、6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件4件、承認案件1件、条例の一部改正案件2件、工事請負等の契約案件1件、工事請負等の変更契約2件、補正予算案件1件、合計11件。(2) 6月定例会の会期及び日程について、6月定例会の会期日程については、会期を6月12日から13日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。(3) その他、①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、米普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情、以上の4件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。③その他、なし。

以上です。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） おはようございます。報告第14号、令和元年6月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第198号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第198号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過は記載のとおりでありますので、お読み取りいただきたいと思えます。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第198号の編集について。とみおか議会だより第198号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡町立小中学校の入学式の写真を候補とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、富岡町漁業協同組合の猪狩弘道氏に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第198号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第198号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第15号、令和元年6月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果、次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成31年2月・3月・4月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元に記載したとおりでございますので、ご一読ください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成31年2月・3月・4月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。3号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに関する進捗状況について説明を受けた。2号機オペフロ南側開口からの燃料取り出し工法の検討状況、サイドバンカ建屋への流入箇所における対応の検討状況について説明を受けた。1、2号機排気筒解体時期の変更について、変更内容及び変更理由について説明を受けた。議員からは、燃料取り出しの工法について、線量、被曝、放射性物質の飛散等勘案した工法の再検討や、台風、梅雨等雨量が増加する季節となることからの建屋等への雨水の流入防止に関する対応について要望が出された。排気筒解体時期変更については、人為的なミスが原因であったことから、東京電力ホールディングス（株）の管理責任の追及と徹底した再発防止策を講じることについて要望が出された。3、その他。商工業者の営業損害の受け付け、合意状況について確認し、東京電力ホールディングス（株）からは、引き続き各方針、指針との調整を図り、真摯に賠償対応していく旨の説明がなされた。議員からは、東京電力ホールディングス（株）に対し、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域外の除染、解体について国に任せきりにせず、実際の区域内を視察し、地元住民の話を聞いて積極的な動きを見せてほしいと要望が出された。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、議会報編集特別委員会において、議会広報研修を実施しておりますので、委員長より報告を求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第18号、令和元年6月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。調査研修報告書、本特別委員会は、付託された事件について、調査研修を実施したので報告いたします。

1、目的。議会広報の編集技能を高め、議会に対する住民の理解と関心を深める議会報編集に寄与するため。

2、研修名称等。名称、令和元年度町村議会広報研修会、場所、郡山市ビッグパレットふくしま、日時、令和元年5月22日水曜日午後1時～午後4時。

3、参加者。参加者は、委員全員であります。

4、研修の概要。講演、議会活動が伝わり住民に役立つ効果のある「議会だより」の編集、議会広報クリニック、広報コンサルタント、議会広報サポーター、芳野政明氏。

5、所見。議会報は議会活動を町民にわかりやすく伝えるという責務を担っているとともに、議会がどのような活動をしているのか、町民に知ってもらえるよい機会である。そういった意味で、議会の活動内容をただ伝えるだけでなく、町民の目を引くレイアウトや読みやすい文章表現を心がけ、まずは手にとってもらえる議会報づくりが重要である。今回の研修は、広報コンサルタント、議会広報サポーターの芳野政明氏に講演をしていただいた。コンテスト上位の議会広報を例に、全体的な構成

や余白、動きのある写真等の活用やバランス、大見出し小見出しのとり方、重要性など、人の目を引きつける紙面構成について教えていただいた。また、他自治体が作成した議会報のよい点や改善すべき点をわかりやすく解説していただき、各自治体とも表紙の写真、記事のレイアウトや住民参加企画など、工夫を凝らしている点が多く認められたものの、見出しの長さや情報整理の仕方等、改善の指摘を受ける部分もあり、それは当町の議会報の編集にも生かせるものである。今回の研修で学んだことを念頭に置き、他自治体の議会報のよいところを新たに取り入れながら、当町の状況を踏まえつつ、さらに読みやすくわかりやすい議会報の編集に努めていきたいと考える。

以上、議会報編集特別委員会の議会広報の研修所見といたします。

○議長（塚野芳美君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

#### ○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

#### ○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。令和元年第3回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

先月1日に新たな天皇陛下がご即位され、元号が令和に改められました。平成の世は、地震、風水害など数多くの自然災害の発生や金融に対する信用不安などとともに多様な価値観が生まれた時代でした。私は、新たな元号のもと、人々が美しく心を寄せ合い、お互いの価値観を認め尊重する時代となってほしいと願うとともに、本町の未来を切り開き、将来につなげていく取り組みを力強く継続し、未曾有の災害から立ち上がることを改めて誓いました。

さて、一部区域を除く避難指示解除から2年余りが過ぎ、町内に居住される方々は、6月1日現在で昨年同月比383人増の740世帯、1,043人となりました。4月に開園したにこにここども園には子供たちの元気な声が響き渡り、先月の幼稚園、小中学校の運動会では明るく元気な子供たちの姿を見る

ことができました。ようやく何げない暮らしがかいま見える町となったと感じられるようになり、大変うれしく思っているところです。この明るい日差しが途切れぬよう、今年度においてもふるさと富岡のさらなる発展と町民一人一人の心の復興への取り組み強化を基本目標に、各種事業へ果敢に取り組みでまいりますので、議員の皆様には町政の執行について特段のご理解とご協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

それでは、3月定例会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。行政組織の見直しによる所管課の再編につきましては、職員に休日出勤をしていただき、年度当初に大きな混乱を招くことなく対応ができました。この場をおかりしまして職員の努力に感謝を申し上げます。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、特定復興再生拠点区域においてJR常磐線全線再開通に伴い、先行して避難指示を解除する範囲の案につきましては、昨年12月に示された特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還居住についてとした政府方針に基づき、議員の皆様のご助言をいただきつつ、関係機関などと考え方をすり合わせてきたところであり、その範囲を全ての鉄道敷設区域並びに県道夜の森停車場線や町道坊小屋桜通り線などの夜ノ森駅へのアクセス道路のみといたしました。今月末にはこの案を国に提示し、円滑なるJR常磐線の全線再開通はもとより、ゲート設置など物理的処置や入駅管理、防犯防火対策の強化、そして夜ノ森駅の利用者増につながる地域振興事業の実施などを求めながら、しっかりと協議してまいりますので、ご理解とご了解をお願いいたします。

次に、富岡産業団地整備に係る企業誘致活動についてご報告いたします。来年4月の一部供用開始を予定する第1期分の立地企業募集につきましては、間もなく受け付け期間が終了することとなります。現時点における受け付け件数は2件ですが、第2期分の立地を含め多くの企業からお問い合わせをいただいているところです。私といたしましては、多くの企業が富岡産業団地への進出に興味を示されていることを大変ありがたく、うれしく思っているところですが、これらが確実に進出へとつながるよう、戦略的な企業誘致活動をしっかりと行い、私みずから企業へ出向くなど、新たな産業の集積による雇用の再創出に努めてまいりますので、引き続き議員各位のお力添えをお願い申し上げます。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。応急仮設住宅や借り上げ住宅へ入居される方々につきましては、今年度末の応急仮設住宅等の供用終了を見据え、復興住宅などへの転居などにより、一日も早く安定した生活が確保されるよう継続的な働きかけを行っており、今後も個々のご事情やお考えをしっかりとお聞きしながら、丁寧に対応してまいります。なお、借り上げ住宅へ入居される方々へは県がアンケート調査などを実施しており、現時点においては3割弱の方が新たな居住先を決定されていると把握しているところです。居住先が決まっていない方やアンケートに回答がない方につきましては、意向調査を継続しつつ、県と一緒に戸別訪問を行うなど、引き続き丁寧に対応してまい

ります。

次に、福祉課所管の業務について申し上げます。まず、地域交流館整備事業についてご報告いたします。本町の未来を切り開き将来につなげていくためには、次世代を担う子供たちの健全な育成が必要であり、地域全体で子育てを支援していくことが重要との考えのもと、子供が活発に遊び、保護者が安らげ、地域の交流拠点となる施設の整備を目標に掲げ、地域交流館設置検討委員会での検討をもとに整備基本計画を取りまとめました。来年度の整備工事着手に向け、この基本計画に基づき、来月には実施設計業務を調達できるよう準備を進めているところです。

次に、共生型サポート拠点整備事業についてご報告いたします。共生型サポート拠点施設の整備につきましては、令和3年度中の供用を目指し、施設の機能や規模、設置位置などの事業構想をもとに、本年度下半期において基本設計業務に着手したいと財源を含め関係機関との調整を進めているところです。議員の皆様には事業の進捗の各段階において計画の内容などをご説明申し上げ、ご意見やご助言を賜りたいと考えております。

次に、令和元年度敬老会についてご報告いたします。一昨年度より町内において開催しております敬老会につきましては、例年同様富岡町総合体育館において9月13日の開催を予定しております。より多くの皆様にご参加いただけるよう事前アンケートを実施し、送迎バスの乗降場所や送迎家族への配慮など丁寧な対応をしてみたいと考えております。議員の皆様にもご案内を申し上げますので、ご列席方よろしく願いいたします。

なお、消費税、地方消費税の税率引き上げによる低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、国において検討されているプレミアムつき商品券事業に関連する予算を一般会計歳入歳出補正予算に非課税子育て世帯向け商品券事業として計上しております。消費税率の引き上げがこの秋になされると確定していない状況ではありますが、事業の準備期間確保のための国の要請によるものでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、健康づくり課所管の業務について申し上げます。町立とみおか診療所につきましては、昨年度において延べ1万2,000人の方が診療に訪れており、平成28年10月の開所以来、丁寧かつ確実な診療により利用者が増加しております。また、昨年4月に開院いたしましたふたば医療センター附属病院につきましては、双葉郡内の医療機関に搬送された救急患者の約9割が同病院に搬送され、救急患者の郡内搬送率の大幅な向上に貢献しております。今後も既存医療機関に協調いただくことはもとより、国、県、医師会や薬剤師会などとも連携を図りながら、町内医療環境のさらなる充実に努めてまいります。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。まず、環境衛生事業についてご報告いたします。避難指示解除区域より排出される家庭ごみにつきましては、本年4月から双葉地方広域市町村圏組合による収集が再開されており、引き続きごみの適正な排出方法の周知に努めてまいります。なお、4月23日には保健委員会を開催し、行政区長に保健委員を委嘱いたしました。今後も町内環境美化の

ため、行政と地域住民が協働する体制の構築に努めてまいります。

次に、消防防災事業についてご報告いたします。先月24日に林野火災を想定した大規模火災対応訓練が実施されました。有事における町災害対策本部と双葉地方広域消防本部との連携確認のほか、町消防団にあっては県内外の関係機関との共同を体験する貴重な訓練となりました。町民の皆様の安全、安心の確保のため、この訓練や昨年度行いました原子力防災訓練で得られた教訓をしっかりと検証し、さらなる防災体制の強化を図ってまいります。

次に、産業振興課の業務についてご報告いたします。まず、桜まつり2019についてご報告いたします。ふるさととのつながりと町民同士のきずなの維持、また観光の再開に向けて、4月6日、7日の両日において桜まつりを開催いたしました。2日間の合計で5,500人の来場があり、満開の桜のもと、多くの方々が交流を深めながらふるさと富岡を感じていただく機会となったことを大変うれしく思います。また、今回の桜まつりでは観桜バスの運行により帰還困難区域内の桜並木を約900人の方々にごらんいただきました。夜の森の桜が力強く咲き誇る姿をご確認いただくことで、改めてふるさとへの思いを強く意識いただく機会となったのではないかと考えております。

次に、プレミアムつき商品券についてご報告いたします。事業者の町内事業再開及び町民の帰還促進を図るために一昨年度より実施しております本事業につきましては、商品券購入対象者を震災時及び基準日時点における町民に加え、町内の事業所に勤務する方や住民登録はなされていないものの町内に居住される方々も対象とすることとし、また昨年度の2倍となる2万セットを販売することとしております。既に6月10日より町民の皆様に向けた先行販売が始まっておりますが、7月8日からは予約なしでご購入いただける一般販売、また拡大対象となる皆様には8月初旬の販売開始を予定しますので、このことの周知はもちろんのこと、多くの方々にプレミアムつき商品券をご利用いただけるよう関係機関と連携し継続して呼びかけてまいります。

次に、農業復興営農再開支援事業についてご報告いたします。避難指示解除区域における除染後の農地保全管理事業につきましては、避難指示解除から3年となる今年度をもって終了となります。本年度が本格的な作付再開に向けた正念場の年であると認識し、国、県、JAや町農業復興組合を初め、農家の方々と一層の連携を深め、個々の農家の営農再開にとどまらず、農業法人の設立や企業による農業への参入などを積極的に支援してまいるとともに、担い手の発掘と育成、農地の集積、販路の確保と拡大、そして風評払拭などに取り組んでまいります。また、農業水利施設の補修整備や農業基盤整備事業などにより営農の基盤をしっかりと整えることと、本年度より本格的にこれらの事業に着手したところで、農業の復興についてはハード、ソフトの両面から力強く取り組みを進めてまいります。

次に、都市整備課所管の業務についてご報告いたします。まず、特定復興再生拠点区域の上下水道復旧事業についてご報告いたします。上下水道の復旧につきましては、設定いたしました使用再開目標時期を踏まえ、双葉地方水道企業団と連携を密にしながら取り組んでいるところで、道路除染作業との調整により2件の下水道環境復旧工事を調達したところです。

次に、町道の維持管理についてご報告いたします。町道路面の維持管理につきましては、定期的な道路パトロールを行いながらふぐあい箇所を随時補修するとともに、道路橋の長寿命化に向け、計画的に調査や補修工事を行っているところです。また、通行時の視野や通行幅員の確保のため、道路のり面を含めた町道除草業務委託の調達準備を進めているところです。なお、曲田土地区画整理事業に係る曲田都市計画街路3号線ほか整備工事につきましては、工事の進捗等による現場精査に伴い、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約の締結について今定例会に議案を提出いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。本町の小中学校並びに幼稚園は、富岡校26名、三春校19名、幼稚園6名の生徒、児童、園児で新しい学年をスタートいたしました。また、4月に開園いたしました認定こども園、にこにここども園では、ゼロ歳児から5歳児、計10名が元気に登園しております。先月25日には、議員の皆様を初め多くの皆様のご来場、ご参加のもと、9年ぶりに町内において運動会を開催することができ、雲一つない晴天のもと、子供たちは元気に校庭を駆け回り、大きな声援を受けていました。玉入れ、綱引きなどには保護者や町民の皆様にも参加いただき、全員参加の運動会が実現できましたことは、私はもちろんのこと、地域にとっても大きな喜びとなりました。改めて皆様のご協力に感謝を申し上げます。

次に、生涯学習課所管の業務について申し上げます。まず、アーカイブ施設整備事業についてご報告いたします。施設の整備工事につきましては、造成工事を4月に調達し工事に着手しており、建築工事につきましては一定の条件を付した一般競争入札を公告し、来月の入札を予定するところです。また、あわせて展示制作業務委託の調達準備も進めているところです。

次に、歴史的建築物保存事業についてご報告いたします。大原本店旧店舗の保存のための改修工事につきましては、工事請負契約が調い、本定例会に議案を提出しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。本建築物は、地域の文化財として長く保存するとともに、地域において積極的に利活用いただけるよう、その仕組みも整えてまいりたいと考えております。

なお、昨年度末に復旧工事が完了いたしましたふれあいドームにおいて、3月31日に富岡町ゲートボール交流大会を開催いたしました。避難の際にお世話になりましたいわき市民、三春町民の皆様にもご参加いただき、早速新たな交流の場として活用が図られたところです。今後も各種体育施設の活用を通して交流の拡大に努めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。今定例会には、報告案件4件、承認案件1件、条例の一部改正案件2件、工事請負契約案件1件、工事請負変更契約2件、令和元年度一般会計歳入歳出補正予算案件1件の計11件の議案を提出しております。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。町政報告及び提案

理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時まで休議いたします。

休 議 （午前10時47分）

---

再 開 （午前10時58分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

---

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、8番、安藤正純君の登壇を許可いたします。

8番、安藤正純君。

〔8番（安藤正純君）登壇〕

○8番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて2問ほど、順次質問させていただきます。

大きい1番、富岡町立小中学校の将来について。（1）、富岡第一、第二小中学校三春校は、平成23年9月から開校し、令和4年3月末日をもって閉校となりますが、三春校と富岡校のその後のあり方について伺いたい。

（2）、現在富岡町内に残されている富岡第一小、第二小、第二中学校の校舎及び跡地の利用、統合された富岡校の学区は町内一円になり、遠方となる夜の森地区に居住する児童生徒の通学手段をどのように考えているか伺いたい。

大きい2番、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点整備の進捗状況と今後の見通しについて。（1）、国は計画の実現可能性といった観点を踏まえ計画を認定したとあるが、住民の帰還や事業活動によって想定した土地利用が実現する見込みについての具体的な施策を伺いたい。

（2）、原子力災害対策本部では、特定復興再生拠点区域の解除時期を2022年から23年春までと幅を持たせた説明であるが、前倒しもあるのか、町はどう考えているか伺いたい。

（3）、特定復興再生拠点区域外の復興再生に向けた国との交渉の進捗状況について伺いたい。

以上2点について、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 8番、安藤正純議員の一般質問にお答え申し上げますが、質問事項の2番目

については私より、1番目については教育長より答えさせますので、よろしく申し上げます。

それでは、順序は逆になりますが、2番からお答えいたします。2、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点整備の進捗状況と今後の見通しについて。(1)、国は計画の実現可能性といった観点を踏まえ計画を認定したとあるが、住民の帰還や事業活動によって想定した土地利用が実現する見込みについての具体的な施策を伺いたいについてお答えいたします。町は、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画において、まずは除染及び上下水道のインフラ復旧の一体的整備に取り組み、次いで桜並木などの地域資源の有効活用、駐在所や消防機能の確保、生活関連サービスの再開に係る調整などを順次進め、将来の姿として避難指示解除から5年後の令和10年度における居住人口や事業所数、営農者数の目標をそれぞれ掲げ、それらをもって復興計画とし、国の認可を受けたところであります。ご質問の土地利用の実現に向けた具体的な施策については、町民の皆様がイメージしやすい復興の絵姿と具体的な施策を示す(仮称)特定復興再生拠点整備アクションプランの年度内策定に向け、各課横断的に検討を進めており、この夏には特定復興再生拠点区域にかかわる多くの方々とワークショップ形式による意見交換を行い、さまざまな視点でのアイデアをいただきながら取りまとめていきたいと考えております。既に桜並木などの地域資源の活用を念頭に置いた空間整備、国道6号沿線事業者の事業再開に係る意向の確認、営農再開などに係る意向の確認とともに、具体的な施策の検討に向け、鋭意取り組んでおります。町といたしましては、さまざまなご意見やご提言を受けとめつつ、風評払拭につながる対策や当該区域と解除済み区域、当町と近隣自治体とで補完し合うネットワークの強化も視野に入れ、具体的な施策を検討してまいります。

次に、(2)、原子力災害対策本部では、特定復興再生拠点区域の解除時期を2022年から2023年春までと幅を持たせた説明であるが、前倒しもあるのか、町はどう考えているか伺いたいについてお答えいたします。原子力災害対策本部では、帰還困難区域を有する6町村の特定復興再生計画に掲げた避難指示解除目標時期の取りまとめとして、2022年から2023年春までと説明したものと認識しております。当町を含む帰還困難区域を有する自治体は、避難指示区域の解除から本格復興が始まることを共通に認識しており、中には特定復興再生拠点区域復興再生計画に施設等の整備が早期に完了した区域から先行して避難指示の解除を目指すという意向を示している自治体もありますが、町としては既に避難指示が解除された地域と同様に、避難指示の解除に向けた議論を経て、総合的に判断してまいりますので、議員のご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、(3)、特定復興再生拠点区域外の復興再生に向けた国との交渉の進捗状況について伺いたいについてお答え申し上げます。平成29年5月の改正福島復興再生特別措置法の明文化された特定復興再生拠点区域外への国支援について、町はふるさととのつながり継続支援や特定復興再生拠点区域と遜色のない対応を機会あるごとに国へ要望しております。特に議会初め町政懇談会などで多くのご意見をいただいている被災家屋の解体の早期着手に向けては、町単独要望に加え、帰還困難区域6町村で構成する原発事故による帰還困難区域を抱える町村による協議会での合同要望にも取り組んでおり

ます。しかしながら、いまだ結果が伴っておらず、関係する皆様の心労を察しますと大変もどかしいところではありますが、引き続き粘り強く協議を進めてまいりますので、議員のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

〔教育長（石井賢一君）登壇〕

○教育長（石井賢一君） それでは、1、富岡町立小中学校の将来について。(1)、富岡第一、第二小中学校三春校は、平成23年9月から開校し、令和4年3月末日をもって閉校となりますが、三春校と富岡校とのその後のあり方について伺いたいについてお答えいたします。

現在、町立の小中学校は、三春校、富岡校の2校を設置しております。三春校については、平成23年9月に開校し、開校から10年の節目となります令和3年度末をもって閉校することといたします。三春校は、震災後の混乱の中、子供たちや保護者にとって町の学校であるという安心感に寄与したこと、富岡町立小中学校の伝統をつないでこれたことなど、その役割は十分に果たせたものと考えており、閉鎖の時期などについては、在校生の子供たちや保護者の方々にも説明をし、ご理解をいただいているところです。令和4年度からは、当面、昨年4月に開校している町内の富岡校のみで学校運営とし、先日ご報告申し上げました検討委員会の中でも議論し、より充実した教育環境を整えていく考えであります。

次に、(2)、現在、富岡町内に残されている富岡第一小、第二小、第二中学校の校舎及び跡地の利用、統合された富岡校の学区は町内一円になり、遠方となる夜の森地区に居住する児童生徒の通学手段をどのように考えているか伺いたいについてお答えいたします。第一中学校を除く3校及び富岡、夜の森、両幼稚園は、被害程度が半壊との判定から、改修工事を行う第二小学校体育館、半壊に至っていない第一小学校体育館以外は解体となります。跡地の利用につきましては、福祉の拠点として活用する第二小学校以外は現時点においては白紙の状態でありますので、町内学校のあり方とともに、教育施設以外での活用も視野に、役場庁内横断的に議論、検討し、あわせて検討委員会の中でも議論してまいります。夜の森地区に居住する児童生徒の通学手段につきましては、スクールバスを考えているところです。夜の森地区からのスクールバス通学は現在も行っており、所要時間も子供たちに負担のない時間で通学可能と考えております。町内の教育施設や通学方法など教育環境につきましては、子供たちが何の不安もなく、安心、安全に学校生活を送れるよう最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） それでは、教育長にお願いします。

先日、全員協議会においておおむね議論が尽くされましたので、本日はおさらいを含めた質問とさ

させていただきます。一小、二小、一中、二中は、富岡校として小中一貫校ということで統合されますけれども、この学校の統合のあり方というのは、例えば休校、廃校、閉校、いろいろあると思うのですが、今回は閉校というご説明なのですけれども、この閉校の意味について、後々またなくなった校名が復活するとか、そういうことがあるかどうかも含めて、意味についての説明をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） それでは、閉校の意味についてお話しいたします。

ここで話しさせていただきました三春校の閉校については、これは学校の運営をやめるということとあります。ですので、三春町では学校の運営を行わないということになります。ですので、廃校のように学校を廃止するという意味ではございません。ですので、閉校と廃校の取り扱いについては、私たちは閉校という言葉を使わせていただきました。

なお、今後の手続いろいろありますけれども、去年、一昨年12月に富岡町立小中学校、小学校及び中学校条例改正を行いまして、新規に位置として田村郡三春町大字熊耳字南原94番地に富岡第一、第二小学校、第一、第二中学校三春校を設置するという条例をつくらせていただきました。今後は、この新規の部分削除するという話で進められる話でございます。ですので、学校をなくすという意味でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 教育長、三春校を閉じるという今説明なのですけれども、今後富岡校というのは、今一小、二小、一中、二中、こういったものを統合して富岡校って今総称していますけれども、閉校ということで統合になった場合に、これから今人口が1,000人ちょぼちょぼなのですが、にぎわってきた場合に、また夜の森と富岡が分かれるなんていうことになって、一小とか二小とかという言葉がまた復活するのか、ずっとこのまま富岡は一小も二小も、一中も二中ももう消え去って、その富岡校で統合して、このままいくというような閉校の仕方なのか、その辺をわかりやすい説明をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 教育長、何か今統合というような議論が先ほども今もされていますけれども、統合の事実はないはずですので、その点も含めて説明をお願いします。

教育長。

○教育長（石井賢一君） 今ほどの質問についてお答えいたします。

過日検討委員会を設置していただいた経緯についてお話ししますと、学校の今後のあり方について、いろんな方向が出てくるだろうと思われまますので、それを教育委員会並びに総合教育会議、また議員の皆様とともに考えていく機会をつくりたいという思いがありました。三春校をなくしたときに、学校を統合するということではなくて、あくまでもどういう学校をつくるのがこれからの富岡町にとっていいのかを考えていくという機会になればいいと思っています。ですので、若干説明させていただきますと、これからの学校のあり方についていろんな機会にいろんなところでも議論がされていま

す。ただ、富岡の場合、どういう方向がいいのかをぜひ考えていただければと思っている状況ではあります。このような状況の中で、学校があることの意味ということについては、文科省の報告の中でもコミュニティーの維持という意味での学校のあり方ということも述べられています。そういう意味では、富岡の夜の森地区、富岡地区に学校があるという意味は大きいのだろうと思っています。ただ、富岡町として今後町全体を考えたときに、どういう町づくりをすることが求められるかもあると思いますが、富岡町の例えば居住者の増大と考えた場合に、子供たちが学ぶ環境としてどういう学校がいいのかを考えた場合に、前にも話したように数少ない学校を2つつくったほうがいいのか、それとも少しでも人数が多いところがこれから富岡に戻ってこられる方にとって魅力的なのかということを含めて、そういう議論を今後していければという意味でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） まだ統合と決まっていけないのに統合という言葉を私使ってしまいましたけれども、今の教育長の説明では富岡町教育振興委員会、こういったところも含めて町とか町民とか議会とか、それで話し合っ、その後に決めるということで、そういう解釈だと思いますので、次に行きます。

町では、将来の人口予測を平成28年3月策定の帰町計画では4,100名としております。富岡校における児童生徒数の推移を想定すると、全校でその4,100名の人口のときに何名で、1学年何名になりますか。また、富岡校の校舎の容量、これ小中を一貫しているもので、富岡には小中で4校あったものですから、この1校でその校舎の容量が足りるかどうか、その辺も含めて説明してください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） それでは、ただいまのご質問でございますが、28年3月の帰町計画に基づきますと、平成37年の3月、それが4,100人、その時点での児童生徒数でございます。まずは現状から説明させていただきたいと思っております。現在、帰町されている数は、4月末現在で1,010名、町全体としては1,010名でございます。それに対しまして児童生徒数、現在は26名となっております。パーセンテージにしますと、2.57%という数字になっております。以降、説明は2.57を切り上げてまして3%とさせていただきたいと思っております。ピーク時の4,100人に対しましては、3%を乗じますと123名となります。これは、1学年平均にいたしますと1学年14名という数字になります。さらにもう一つ例としまして、震災前の比率を申し上げますと、児童生徒数の全人口の割合は9%でございました。もしそこまで回復した場合との想定でございますが、そうしますと全体で369名、1学年当たり41名となります。その数字を踏まえ、なおかつ第一中学校の普通教室、これは12教室でございます。つまりは小学校1年から中学3年生までが9学年となりますので、1学年当たり1教室、2教室は使えるということになっております。先ほど申し上げました学年の数、3%においては14名、これは間違いなく第一中学校のみで足りる数字となっております。ただし、震災前の9%まで回復した場合につきましては41名でございますので、各学年1クラスでは足りないような状況にはなりません。よって、一つ

の学校で現在の第一中学校で足りるかということにつきましては、このような数は数年先となると思われまので、その数の推移を見ながら新しい校舎をつくったりとか、そういったことで対応してまいりたいと現時点では考えているところです。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） わかりました。震災前の9%というか、1万6,000の想定したような数字にはなかなかなるのは難しいとは思いますが、将来夜の森地区もどんと、20年、30年後くらいになるかはわかりませんが、そうやってふえた場合に、小学校は小学校、中学校は中学校と分けなくて、今のような富岡校として小中一貫校としていく場合に、今の富岡一中の校舎を使ったやり方では、かなりスクールバスを使うといっても遠くなりますので、富岡と夜の森のちょうど中間の役場の延長上の王塚地区あたりをど真ん中にして新しい、もっと大きな、あくまでも生徒、児童数がふえた場合という仮定において、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） あくまでも今後の子供の推移を見ていく必要があるだろうと思いますが、文科省の設置基準の中では小学生については通学距離が4キロ、中学生が6キロの範囲ということで学校教育法の中には設置されております。なお、学級数については小学校は12から18程度というような設置基準がありますが、そこまではなかなか子供の数がふえるかどうかは別として、距離的には4キロ、6キロとありますので、富岡の真ん中に学校を設置していく分には全ての通学の範囲にはおさまっていくのではないかと思います。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 先ほどの解体、除染解体、校舎の件についてなのですが、一小の体育館、二小の体育館を残し、あとは解体予定ということをお聞きしたのですが、この体育館の利用目的というのはまだこれから議論の段階に入るとは思うのですが、やはりここで、例えば今自然災害なんかもあっちこちで発生していますので、こういった夜の森地区は二小の体育館、富岡地区は一小の体育館と避難場所に指定するのも一つの考え方かなと思うのですが、これは今後の話し合いになると思うのですが、そういうことを要望したいと思うのですが、教育長、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） それでは、第一小学校体育館、第二小学校体育館を避難場所にというただいまのご質問でございますが、当然そういったことで広い施設というのが避難場所には欠かせないと考えております。そういったことも踏まえまして、今後避難場所として指定できるかどうか検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ちょっと気の早い質問で申しわけないのですが、これは全員協議会で富岡町教育振興委員会の設置という話を聞く前に、私ちょっと一般質問出してしまったもので、教育

長の考えで、考えというか、お願いなのですからけれども、これから新校名とか新校歌、新校章、こういったものを考える時期が、検討するときが来ると思うのですが、これはこの委員会にもんでもらうとしても、できるだけ校歌などについては、今回平成から令和に移って元号を選ぶときに数点の候補から選んだと記憶しているのですけれども、やはり校歌なんかも広く公募をして、その中から町民が全員参加するような、この校歌がいいねとかという、偉い先生にお願いして、これというよりは、そういう選択肢もあってもいいのかなとは思っているのですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） まだ統合が決まったわけではないのでなかなか答えにくい部分はあるのですが、もしそういう方向に進んだ折には、広くそういうことも考えられるとは思いますが。ただ、先ほどから、従前からお話ししておりますように、これから富岡町の学校のあり方が富岡町の人口増大に寄与できるという、そういうつくりをしていかなければいけないだろうと思っておりますので、必ずしも統合ありきではないということだけのご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今町では、いろいろ町のにぎわいを取り戻すということでいろんな施策を行っています。教育関係では、震災前に大学の応援団なんかが合宿されて、当町は大いににぎわったということを私も記憶しているのですけれども、通告になくて大変申しわけないのですけれども、教育の分野なんかでも富岡町の発展に何か貢献、こういったことをやって貢献できればなというようなものがあれば、教育長の私見で結構ですから、何かあれば述べていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） なかなか私見というと、広く出てしまうものですから、ちょっと定例教育委員会とか、教育委員会の中で提案している、お話ししている部分をちょっと紹介させていただければと思います。

今般の富岡の居住者数1,043人について、実を言いますとちょっと調べてみましたらば45歳以上の中高年で64%おります。64%。子育て世帯の壮年といえますか、30から40歳で約19%、これから子供たちを抱えていくというか、そういう青年層が15歳から29歳までは約13%です。この実を言いますと非常に富岡町の居住者数の顕著な部分は、この青年層、壮年層、男性が約75%なのです。女性が25%という状況です。そういう中で、単純にですが、なかなか家庭を持って富岡に来ているという状況ではないことはかいま見られるなというのは思っております。そこで、教育委員会として、教育という立場でこれをにぎわいを求めていくというのはなかなかこのままでは難しいのですが、町長が常々県庁並びに文科省に行った折に、富岡高校の再開を強く今求めています。富岡高校の再開の意味ということについては、例えば広野町で今般未来学園が今再開されていますが、未来学園ができることによって、そこに住んでいる住民がふえたというのではなくて、広野駅の乗降客が朝晩300、400の数が毎

日あそこで乗りおりするという、そういう意味があるだろうと思うのです。そういう意味で、富岡高校の再開ということについても富岡駅をおりて子供たちが町なかに入っていくことの意味というのはにぎわいにつながっていくのだろうと思っていますので、なかなか今般、済みません、説明ばかりで。福島県の県教育委員会の方向性として、子供たちの数が減っている中で、大分統合が進んでいる状況がありますので、軽々に簡単に富岡高校が再開できるとは思ってはおりませんが、ある意味では形を変えながら、町長は福祉関係の学校にしたいとか、そういう要望を出していますので、私もそういうことは常に一緒になって要望できればなと思っています。また、他の地区でのいろいろな情報を見ましたらば、例えば北海道の東川町では移住施策をたくさん進めている中で、これは極端な話ですけれども、町立の日本語学校を設置して外国人を呼び込んでいるという例もあるようです。幸いにして我々は学びの森があったり、また桜風寮があったりということがありますので、そういうことも実現できるとは思いますが、考えられないことはないのではないかなとは思って、教育委員会の中とか定例教育委員会では話題にして話し合っているところであります。最後の部分は、あくまでも個人的なところですのでよろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） やはり施策というのはいろんな角度からやっていかないと、農業とか林業とか教育とか、そういった中で、今富岡校の再開というお話がありまして、町長も福祉関係の学校というお話聞きました。教育長からは、日本語学校という話もされましたけれども、やはり私も最近農業なんかにちょっと興味を持っているものですから、農業を再開しないで富岡の発展はないと私も最近思うようになってきてまして、できれば外国人の例えば日本語学校でもいいし、福祉関係の学校でもいいし、とにかく若い人が入っていただいて、昼間働いて夜学校に通ってもらおうとか、そう若い人がにぎわってくれることが大切なのかなと思います。そういうことで教育関係は終わらしまして、次の2番に移らせてもらいます。

2番の（1）の質問なのですが、平成31年度事業計画にある特定復興再生拠点区域アクションプラン、これは31年度中に策定するというふうな話がありましたけれども、やはりもう特定復興再生拠点の拠点整備というのは1年くらい前にもう始まっているので、方向性というか、どのような内容、方向になるか、簡単で結構ですからご説明ください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今回、今年度末を目標に作成する特定復興再生拠点区域内のアクションプランでございますが、こちらは27年9月に策定しました曲田、岡内地区を中心とする拠点の整備アクションプランと同様に施設等の復興工程、それからその絵姿を町民の皆様にお示しし、復興のイメージを持っていただくことを目的につくりたいと考えてございます。作成がちょっとおくらしているのではというご指摘だと思いますが、やはり富岡地区と夜の森地区、この2つの主要市街地でございますが、それぞれ特徴がありまして、地域を取り巻く状況も異なっているため、現在その施行の中では

大変苦勞しているところでございます。言うまでもなく、夜の森地区におきましては、JR常磐線、それから6号など良好な交通網があり、それに伴って住環境が整っている。また、桜並木を代表とする景観も非常に美しいと、花と緑と、そして市街地が融和している地域だと考えてございます。

一方で、公共施設等のことを考えてみますと、夜の森公園やリフレなど、やはり限られた数がありまして、それをどうやって描いていこうかというのが非常に難しいものでございます。昨年度来、施行の中ではその絵姿になるものをかなり進めており、企画課においては28年度に実施しました意向調査、こちらは帰還困難区域の再生ビジョンに関する意向調査でございますが、その中で早急に復旧すべき施設、そして新たに設置してほしい施設などの意見、こちらを再度見直したところでございます。いただいたご意見の中で紹介させていただきますと、やはり健康ということを視点にスポーツジムやパークゴルフ場なども挙げたり、またショッピングモールなどというのもあればなという感じ、また先を見るとロボット研究所、それから娯楽施設、フラワーパークなんていうのもあるのですが、総じてご意見いただいているのが、皆様のご意見の中では医療や福祉、商店など以前の機能が戻ってくれば、それでいいのではないかという意見が多いところでございました。なかなか描くに当たっては難しいところがありますが、特に28年の5月に特別措置法で移住を余儀なくされた地域というところから、その地域を再生していくという180度政策転換に伴って、心境の変化も当然あるかと思いますし、今般の認定された計画に基づいて住民の皆さんの帰還のご意向等も多少なり変化が見られております。そういう変化もありますので、皆様方より多くのご意見、そして知恵をいただきながらこの絵づくりというものをつくっていききたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 計画の中の里山再生モデル事業、これグリーンフィールド富岡周辺において昨年と一昨年と2年にわたって行われましたけれども、その結果を見させてもらっても、やはり1マイクロから2マイクロ近辺で推移しているのですけれども、こういった結果を見て、なかなかグリーンフィールド近辺でやられた間伐とか、あと下草刈りとか、そういったものが成果が出ていないように見えるのですが、町はどのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 里山再生モデル事業につきましては、県内14カ所で事業に取り組んでおりまして、議員おっしゃるようにグリーンフィールド富岡周辺で取り組んでいる状況でございます。今年度3年目ということで報告が上がってくるというような状況であります。議員ご指摘ありました森林の間伐につきましては、除染で剥ぎ取りをした環境省と違い、森林につきましては林野庁でグリーンフィールド周辺を杉、ヒノキなどの間伐と、それから林内の整理を行ったというような状況でございます。確かに線量的には林野庁が行ったものでは落ちない。ただ、景観的には健全な育成が認められないものを除伐したことによって林内の森林内がきれいな状態を保つことができているというようなことでございます。ご指摘のとおりでございますが、ただこちらにつきましては産業振興

課につきましては森林のイノシシ等のそういった隠れ家をなくすというような観点もございまして、こういった部分につきましては同じように引き続き継続して要望したいというような考えでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） JR常磐線の再開通に合わせた夜ノ森駅のアクセス道路の先行解除の範囲が案よりもかなり広くなりました。町長の答弁の中で、これは議会の要望とかということで広くしましたよと答弁ありましたので、ただこうしてほしいというようなことは申し上げませんが、ただ先日全員協議会で説明を受けた範囲の中はかなり駅の構内、そういったものも含まれていて、駅の構内には遊歩道みたいなちっちゃい道路もあるのですよね。ですから、解除になるということは人が出入りするということですから、駅につながる道路なのですが、駅に入ってしまったら駅の構内もやはりツツジの土手の辺を人が歩くかもしれないので、かなり線量の高いところもあると思うのですが、解除した以上は人が通っても差し支えないような線量まで下げただけのように努力したいということを環境省に申し入れしてもらいたいと思いますけれども、課長、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 夜ノ森駅の駅構内の線量等の調査につきましては、駅構内につきましてはJRが除染をしているということもございしますので、JR立ち会いのもと、今般調査を行ったところでございまして、またホームにつきましてはある程度の線量低減が認められたところではございますが、のり面等につきましてはの高かったところの線量がまだ十分に下がり切っていないところというのがございます。そういったところもJRに対しては除染をもっと下げていただくような、そういう要望、要請をしていきたいと考えておりますし、今般解除を予定しております道路、人が通るところ、そういったところの線量も十分に調査をしながら、高いところがあれば当然下げるような形で解除を迎えたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今特定復興拠点再生の行っている地域で避けて通れないのが、私はリフレの問題だと思うのです。去年の6月定例議会において、私リフレ、核は何ですかという質問のところで、リフレの問題出てきましたけれども、そのときの答弁では被害調査を含め今後検討するということがあったのです。1年たって、被害調査の進捗状況を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ただいまの質問についてお答えいたします。

リフレの被害調査につきましては、現在財源調整について行っておるところでありまして、今後今年度中に発注をいたしまして、年度内の被害調査完了をスケジュールとして考えているところであります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 被害調査を見てから壊すか、新しく建てるか、いろいろ検討されると思うのですが、今富岡の財政を考えたときに、やはり歳入が少ない中で、これから大きいものをつくっていったランニングコストなんかを考えたときに、利用客1,000人そこそこの戻ってきた住民、利用者が少ないのに建物が大きいと、そういったことにならないように、やはり身の丈に合った設備を考えるべきだと思うのですが、その辺はどう考えますか。

○議長（塚野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ただいまのご指摘、ごもっともだと思っておりますので、施設のあり方からどういった利用状況なのかも含めまして十分検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） それでは、2番目に移ります。（2）に移ります。今まで居住制限区域、解除準備区域の解除と帰還困難区域である特定復興再生拠点区域では放射線量が大きく違います。国では、個人が受ける追加被曝線量が年間1ミリシーベルトを目指しているのですけれども、現在解除になったところは大体平均宅地で0.6くらいで、年間5ミリくらいで解除したと記憶しているのですけれども、国は1ミリを目指すといっても、特に高いところ、フォローアップ除染のような、こういったところはやってくれましたけれども、だけれどもあとは何にもしないで何か自然減衰を待っているような状況に見受けられるのです。そういったことを考えれば、やはり自然減衰を待つようなことではなくて、積極的に今解除になったところももっともっと下げるようなことをしてほしいということを国に申し上げてもらいたい。そういったことを見きわめながら、この今やっている特定復興再生拠点区域復興再生、これは5年間きっちりかけて本当に線量を下げてやるべきで、私は前倒しなんていうのはとてもではないが、この計画もまだアクションプランもできていない、線量も追加で下げる作業もしていない、そういった中で考えられないことだと思うので、強く線量を下げる作業を追求すべきだと思うのですが、町はどのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

解除済み区域の線量につきましては、議員ご指摘のとおり解除時におきまして約0.6ということで、それが今フォローアップ除染等も進んでおりまして、現在では宅地で約0.34 $\mu$ Sv/hということで徐々に下がってはきております。がしかし、議員ご指摘のとおり、年間1ミリシーベルトを目指すといったその数字にはまだ届いていないような状況ではありますので、解除済み区域の当然除染につきましては、さらにそういう気がかりな部分であるとか、そういったところの線量をしっかり把握して、そ

ういったところの除染をもっと進めていただくような形をとっていただきたいと考えております。

また、特定復興再生拠点区域につきましても本格除染、面的な除染というのをなるべく前倒し、前倒しの形をとりまして、さらにそこでモニタリングを行い、高いところがあればフォローアップ除染の期間をなるべく多く費やして、それで解除に持っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今の答弁でかなり0.3幾つまで下がったということですが、最低でも0.23、これはもう死守してもらいたいと思います。ただ、これはあくまでも宅地の線量であって、解除になったところには里山もありますし、ここからそっちは入ってはいけないなんていうのはちょっとおかしい論法ですから、ですからもし環境省がもう除染はここまでだよというような場合には、環境省、国に対して予算を町に落としてくださいと、町が直轄でもう人が入れるようになるまで20年でも30年でもやりますからと、そういうようなことを予算をもらいながらそれを公共事業にしながらやっていくのも一つの考え方かなと思うので、そこは強く国に申し上げてもらいたいということを申し上げます。

時間の関係で（3）に移らせてもらいます。原発事故に係る帰還困難区域を抱える町議会ということで、先ほど町長からもありましたけれども、6カ町村で国に要望書を上げています。それも私も読ませていただきました。あのおりでごもつともだとは思いますが、一方で私も原子力特別委員会の席で大倉代表にいつもいつこいくらい私もお願いするのですが、やはり第7次提言、自民党の復興加速化本部の提言によると、やはり東京電力も何らかの責任を果たせと、福島に責任をあると言っている以上、やはり直接の加害行為事業者として何らかの責任を果たせと、そう読み取れる文面がありますので、やはり町としても環境省がやってくれない。であれば、東京電力でやってくださいよと。やはり小良ヶ浜、深谷地区の人たちの話を聞くと、自宅くらいはもうこんな状態なのだから、もう解体してくれないかなという話もありますので、そういう話を東京電力にもすべきではないのかなと思いますが、町ではどのように考えますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） この場でただいま議員がご質問された案件については、ちょっと即答は難しい部分があるかと思えます。まず、東京電力の真摯なる態度なる考え方、そちらはまず確認しなければいけない。それから、国の今の制度であれば国直轄でやっているということもありますので、両者のお考え等を確認しながら、また町としてはこういう意見もありますという形でお伝えさせていただきたいと考えてございます。当然のことながら拠点外とならざるを得なかった地域におかれましては、その被災家屋等々の解体については強く求められている部分がありますので、引き続き町としては国に対して要望をし続け、さらに具体的にこのぐらいの面積なのです、このぐらいの戸数なのです、できませんかという形の交渉みたいな形でちょっと町としては取り組んでまいりたいと考えてご

ざいます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 先ほどの町長の答弁の中に、帰還困難区域において区域外になったところも遜色なく対応したいというふうな答弁があったものですから、このままの状態では見捨てられた区域になりつつあるので、除染もそうですけれども、土地の有効利用、やはり解除になったところではもう土地を貸すことによって太陽光とか駐車場とか、それは有効利用されている地権者もいっぱいいますので、そういった中でそれが遜色ない対応に当たるかということに関してはやはり何らかの努力はすべきだと。環境省だけで話が進む話ではなくて、やはり東京電力はどう考えているのだというようなことも私は積極的にやるべきだと思ひましてこの話をさせてもらっているのですが、もう一度町の考えを、先に進むことができるかどうか、その辺もお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 大変失礼しました。被災家屋等々の話に言及してしまいましたが、その有効な土地利用という形の遜色ない支援という形で、現在の平たんかつ広大な農地があるその土地をどうやっていくかということでご意見賜ったところでございます。さきの原特の中でも議員からもそういうご意見、ご提案があり、東電としてもしっかり受けとめているという話は伺っております。町といたしましては、長期にわたる廃炉関連の作業等がこれから引き続き続けていくということであれば東京電力だけではなくて、関連する企業、それから電力会社等、東北なり、中部なりいろいろありますが、そちらとしてしっかり廃炉に向けてどういった取り組んでいくかということもしっかり考えていただいて、その中でこの有効な土地利用というのもこの場所はいかがかということでも私どもは提案をさせていただいているということでございます。なかなか関連する企業等のご意見等もあるかと思ひますので、難しいところはあるかと思ひますが、東京電力の対応、回答についてはちょっとしばらくお待ちいただければと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘のこの特定復興再生拠点に位置づけられなかったところの問題ですが、これらについては国でも決して諦めているわけでもありませんし、これから国でも8次提言が出ると思ひます。これは、8月には出ると私は思っているのですが、その中でも当然これらに触れていただくように私どもから要望しているのです。そして今回、今月の28日ですか、また富岡町独自の要望も行います。そういう中でもしっかりとこれらの拠点と位置づけられなかったところの除染、解体、そして将来的には解除ということ踏まえて私からも強く要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 駆け足でやってまいりましたけれども、これをもちまして私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時58分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

○議長（塚野芳美君） 続いて、13番、渡辺三男君の登壇を許可いたします。

13番、渡辺三男君。

〔13番（渡辺三男君）登壇〕

○13番（渡辺三男君） 一般質問の許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、これからの農業についての町の取り組みについてということで、震災から9年を迎え、富岡町の営農再開に向けた取り組みについてはほとんどが先行きが見えないような状況が続いております。そういうような中で、ふるさと生産組合が平成26年から試験栽培を始め、結果を出してきました。9年目の今年度の米の作付は、ふるさと生産組合と農業法人富岡カンパニー（株）、これまだ仮称かもしれないのですが、王塚のライスセンター絡みです。個人で3件の農家での作付面積は15.9ヘクタールにとどまっている。被災前の作付面積から比較すると全体の7%にしか満たない。このような状況では富岡町の農業は全滅してしまいます。ましてや、今年度で農地の維持管理費として1反当たりの補助金として3万5,000円が出ていますが、この事業も今年度で終了とのこと。また、令和2年度については農産物を作付した農地に対して管理耕作への補助としてしか出なくなります。そのような状況の中で営農意欲を持たせていくにはどうすればいいのか考えると、農業法人化を積極的に進め、大規模農業にすべきと考える。また、作業効率を上げるための基盤整備やカントリーエレベーターを町が早急に取り組むべきと考えますが、町はどのような考えをしているかお聞かせ願いたい。

ということで、(1)、農業法人化を積極的に進め、大規模農業にすべきと考えるが、町の考えは。

(2)、作業効率を上げるため、基盤整備を進め農地の集約化を進めるべきであるが、町の考えは。

(3)、カントリーエレベーターを設置し、農業の効率化に取り組むべきと考えるが、町の考えは。

ということで、大きな1番は終わります。

次、酪農再開はどのようになっているかということで、酪農については農業と密接に関係しており、肥料の確保が望まれるが、町の考えはということで、富岡町においてもかつては夜の森地区に牛の競り場があり、一時は競りの日は出店が出るなどかなりにぎわったこともあります。今では夢のような状況ではありますが、農業にとっては堆肥の確保が絶対必要ですという考えでありますので、ぜひ酪農の今の状況をお聞かせください。

次に、(2)の株式会社タカヤマの再開はないのかということで、富岡町が木材団地に誘致し、植物残渣で有機肥料をつくり、米づくりには欠かせない堆肥になっています。震災により事業が停止し

ていますが、再開に向けた動きはないのかということで、その辺の説明もお願いします。

次、3のやな場、ふ化場の建設に向けた現在の状況はということで、サケについては大切な海の資源であり、富岡町で震災前からやな場でサケの捕獲が行われました。また、ふ化についても事業が行われてきましたが、全滅してしまいました。その後、組合員の人たちが全員で努力しながら稚魚の放流を行っていますので、一日も早い完成を望みますということで、富岡川漁業協同組合が組合員全員で頑張っており、一日も早くやな場とふ化場が完成することを望むが、現在の進捗状況はということです、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 13番、渡辺三男議員の一般質問にお答えいたします。

1、これからの農業についての町の取り組みについて。(1)、農業法人化を積極的に進め、大規模農業にすべきと考えるが、町の考えはと、(2)、作業効率を上げるため、基盤整備を進め農地の集約化を進めるべきであるが町の考えはについては関連がありますので、一括してお答えいたします。避難指示解除区域における除染後の農地保全管理事業につきましては、避難指示解除から3年となる今年度をもって終了となります。町といたしましては、営農再開のステップアップに向け、国、県、JAや町農業復興組合を初め農家の方々と一層の連携を深め、個々の農家の営農再開にとどまらず、農業法人の設立や企業による農業への算入などを積極的に支援してまいるとともに、担い手の発掘と育成、農地の集積、販路の確保と拡大、そして風評の払拭などに取り組んでまいります。また、農業水利施設の補修整備や農業基盤整備事業などにより、営農の基盤をしっかりと整えることとし、本年度より本格的にこれらの事業に着手したところで、農業の復興についてはハード、ソフトの両面からしっかりと取り組みを進めてまいる考えです。なお、基盤整備事業につきましては、下千里、大原、原下の3地区を中心として行うこととしており、それぞれの地区の実情に応じて、農作業の効率化や省略化、また担い手への農地の集約を模索してまいります。

次に、(3)、カントリーエレベーターを設置し、農業の効率化に取り組むべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。当町の主要な栽培品目であった水稲は、営農再開を進めていく上で大切な作付品目であると考えており、カントリーエレベーターなどの収穫施設の整備についてしっかりと検討することが必要と認識しております。今月には営農再開に向けた各地域の農業者及び営農再開者のそれぞれの代表者と、国、県、JAや土地改良区などの関係機関との協議を開始しており、将来的な作付面積の積み上げをするなど水稲栽培に関する各種の検討に着手したところであります。

次に、2、酪農の再開はどのようになっているのか。(1)、酪農については農業と密接に関係しており、堆肥の確保が望まれるが、町の考えはについてお答えいたします。当町の農地除染は、表土を剥ぎ取り、山砂を客土する方法であったことから、農地の地力が著しく低下しており、農地への堆肥

の散布は地力の回復に有効な手段として考えられます。しかし、畜産農業を町内で再開した農家はおらず、現段階では地域内での耕畜連携が困難な状況にあります。このことから、当面は広域的な堆肥の流通が可能となるよう、堆肥の施用による除染後農地の地力回復支援メニューのある福島県営農再開支援事業などを案内しているところです。一方で、震災前に畜産を営んでいた一部の農家に組織化した上で再開を目指す動きがあり、町といたしましても近い将来において耕畜連携の取り組みが進められるよう、この動きを支援してまいることとしております。

次に、(2)、株式会社タカヤマの再開はないのかについてお答えいたします。株式会社タカヤマは、震災以前、生ごみなどの有機性廃棄物の処理、活用による堆肥化を行い、当町の資源循環型農業の一翼を担っておりました。株式会社タカヤマは、一般廃棄物処理業については、双葉地方広域市町村圏組合の許可を、産業廃棄物中間処理業については福島県の許可をそれぞれ受けておりますが、町内の事業再開につきましては、町の状況を見きわめ判断することとあります。

次に、3、やな場、ふ化場の建設に向けた現在の状況は。(1)、富岡川漁業協同組合が組合員全員で頑張っており、一日も早くやな場とふ化場が完成することを望むが、現在の進捗状況はについてお答えいたします。町といたしましては、富岡川の水産資源維持の観点から、可能な限り早期の復旧を目指すこととし、サケやな場を来年の秋ごろ、またふ化施設を令和4年3月ごろに復旧することと定め、復旧財源を含め関係機関との協議、調整を進めております。なお、実施設計を今年度において行うことと予定しており、内水面漁業に関する皆様の思いに応えるためにも、引き続き鋭意努力してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

まず、(1)の農業法人化を積極的に進めるべきだということで、話に聞くと、先ほど仮称かもしれないということで私名前挙げましたが、あそこは大型化を目指すということで、農業法人の立ち上げを考えているようです。農業法人富岡カンパニー（株）、まだ多分これ仮称なのかなと思うのですが、正式にまずこの名前が町に登録されたのかどうかと、あとなかなか法人化といってもなかなかこれ簡単に立ち上げられるものではないと思うのです。一人でつくれる会社ではないですから、そういう意味で言うと先の見通しがなければなかなか立ち上がる人もいないのかなと。今現段階ではふるさと生産組合。このふるさと生産組合に関しては、26年度から試験栽培ということできちとした結果を残してきているということで、あの辺に関してはそのまま今後も進むのかなと思うのですが、当然2団体くらいでは富岡町の農業は衰退してしまうと思いますので、よそ地区でそういう動きがあるのかどうか。ないとすれば、町はどういう働きかけをしているか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 議員が申されましたカンパニーの話なのですが、王塚地区のことだ

としますれば、5名の方が法人化を立ち上げたいというようなことでご相談をいただいております、その法人化が株式会社というものなのか、農業法人なのか、いろいろと今後の手続について町、それから東北農政局、普及所等にご協力いただきながら、どういう手順かというようなことで毎月1度集まっていらっしゃるといふこともありますので、今後進めていきたいと考えてございます。

それから、ふるさと生産組合も26年度ですか。実質25年度に実証をやられて、25年後から徐々に始めてきたという認識でございますが、今年度大きくさらに広げております。ふるさと生産組合につきましても、いずれはその法人に取り組みたいというご意向もありますので、その辺も大事にしながら法人の立ち上げについては支援してまいりたいと考えております。

それから、法人については今の2つの動きということで捉えているところでございますが、それ以外につきましても町にほかのよそで法人を立ち上げているのですが、富岡でもできないかどうかというようなことでの問い合わせもいただいたりはするのですが、その辺についてはより具体的な話にまだなっていないところもありますので、今後追跡して方針を確認していきたいと思っております。

なお、受け皿となる法人といいますのは、これまでも、前の議会でもご質問いただいたとおり、町内の建設業者に問い合わせをしている状況もありまして、今は官民合同チームの協力をいただきながら、ある程度さらなるアンケート意向、直接お伺いして確認をさせていただいているところでございます。これについては、町も直接入って、建設業者様の意向を確認しながら営農再開に向けた支援をしていきたいと考えてございます。一応法人化につきましては、それ以外の動きというのは今ご説明させていただいた状況なのですけれども、ただ他町村での町のかかわりで法人を立ち上げているようなお話も聞いていますし、あとは法人についてはいろんな手法があるということも確認してございますので、そういったものをいろいろ考えながら、町としては支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 法人の動きがあるということで、非常にいいことだと思うのですが、その法人をうまく立ち上げさせるのもいろいろ国、県、町の努力があってこそだと私は思うのです。法人立ち上げるには法的に何らマイナスなければ立ち上げることは容易なことではないとは思いますが、いかんせん農業法人、農地を使って収入を上げるという団体ですので、農地の維持管理が一番重要なのかなと思うのです。震災後、3年目に入って、3年間は維持管理費として多少の金額出ていたということで、人がある程度まとまって6ブロックに、町内6ブロックですか、分けて維持管理をしていたわけですが、今年度がそれがなくなるということになると、一時的に時間があいてしまうのだと思うのです。農業法人を目指しているところでは意欲を持ってかなりの反別をきちとした管理をしていたと。していると思う、実際私も見ているし、そういうことでまとまりがあったものが、時間があいてしまうと、また崩れる可能性もあると。1年1年農業者は年をとっていくと。若い者であれば3

年や5年年とってもどうってことないと思うのですが、各メンバーを見ると1年というのはすごく大切な1年なのかなと思うのです。そういう中で、来年度からは、来年度にかけては物実になるものをつくれば耕作管理費として幾らかは補助出てくるような話も聞いておりますので、そのつながりがある間に何とか法人化をバックアップし、また管理して、関連してしまいますけれども、基盤整備やらなんやら動き出さないと心が折れてしまうのかなと思うのです。そういう意味で前回、去年の9月ですか、9月の一般質問の中でその辺はある程度課長とやりとりして、一日も早く地区を選定して基盤整備なりなんなりを検討していきますよという答えがありました。そのとおり3地区を絞って今やっているようですが、その3地区を全てやるのか、3地区の中から1地区を絞り上げてやるのか、その辺の持ち主とかその地区の農業者の意向はどんな考えでいるのかお聞かせ願いたい。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今ご質問いただきました基盤整備に関しましては、前回の前の議会でもご指摘いただきまして、3地区、下千里、大原、原下という地区を選定しているところでございます。なお、ここから一つに絞るという考えではございませんで、3地区とも基盤整備を進めたいという考えで地区の説明会に入ったところと、これからというところもございませけれども、地元の農家の方との調整が今後も出てまいる考えでございませ。なお、そういった基盤整備までの間は、さきにありました管理耕作という部分がどうしてもつなぐような形にはなってくるかと思ひますけれども、あくまで管理耕作につきましては戻ることができない方の農地を戻っていらっしゃる方等が作付をして、作付品種もいろいろありますけれども、それを作付していただくことによって管理するものだということございませ。あとその管理に当たっては、今現在保全管理があと1年ということで、今年度ということございませるので、今年度切れた場合に、それを現時点で行っている保全管理の団体の方がそれを受け継ぐような形がとれないかどうかというふうなことでの調整もしてございませ、そういった受け皿になれるところを町では取り組んでいただけないか会議の場で説明させていただいている状況でございませ。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 基盤整備の3地区、下千里、大原、原下地区が手を挙げればやりたいということですが、これの現在の進捗状況、その地権者やらそういう部分でどのような考えで、前向きになっているのかどうか、それちょっと漏れましたので聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 地区ごとにいろいろありますが、下千里地区につきましても土地の形状で20ヘクタールを超えるということでの県事業というようなこととお話をさせていただいていますが、土地によりましてはいろいろと権利の問題と申しますか、相続の問題ですとか、そういったものがついている状況もございませ、そういったところを丁寧にお話をさせていただきながら、基盤整備に向けて意見を聴取しているところで、中にはこの考え方に賛同できないという方が中にはいる

というところは正直なところではございますけれども、ただ全体的に基盤整備に取り組む中では今後さらにそういった説明をさせていただきながら、解消を図りながら進めていくというような考え方でございます。なお、あと原下地区につきましても、説明会を開いた際には大きな反対ということは意見としては出ておりませんでした。なお個々に入っていく場合にいろいろと意見が変わる可能性も正直ございます。今のところ大きな反対という形で受けているものではございません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 農業法人で大型化ということは、2地区でそういう、当然この地区は立ち上がるのだらうと思うのですが、まず今からの農業、ましてや原発事故によってこれだけ虐げられた農家に対してはなかなか立ち上がりはできないのかなと思うのです。もう農業倉庫も解体した、農業用機械も全てもう使えない。少なくとも残っているのはトラクターくらいだということで、トラクターは利用価値があるのだらうということで残している人も随分いるみたいですが、トラクターはほんの一部の農業機械であって、これ全部設備するとなると何千万、何億とかかかってしまうのかなと思いますので、なかなかもう立ち上がるのは私は不可能だと思うのです。そうした場合にはやっぱり農業法人を目指して、町の主導で国、県の補助金をうまく利用しながらやっていくのが一番いいのかなと、そういううまく利用できれば震災前の農業よりはるかにプラス要因が出てくるのかなと思いますので、ぜひ法人化を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、基盤整備に関しては、実際お金がかかることですので、なかなかやれ、やれとも言えないし、町も無理無理引っ張っていくわけにもいかないとは思いますが、やっぱり法人化するに当たっては基盤整備、今3反歩1枚を1町歩にすれば農業効率、収穫量をはるかに上がるわけです。そういう部分を説得しながら、町がもう先頭になって走らない限り、なかなか農業者だけでは答えは出せない人が多いのかと思います。ちなみに、檜葉の話なんか聞きますと、カントリーエレベーターとか、そういうものをつくったわけですが、やっぱり全員が賛成というのはあり得ないと。では、どのくらい賛成すれば町は主導権を握って進んでいくのだということにかかってくるかと思うのですが、基盤整備となると1人反対してやらないよと言え、これを無視して無理無理人の田んぼをブルで押してしまうわけにはいかないのです。そういう部分は、もう町がどこをどれだけ説得するか。あとは大型化にしてどれだけのプラスがあるか、そういう部分の説得だと思うのですが、その辺はどうでしょうね。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 1点目の農業法人で取り組む内容につきましては、やはりそれぞれ農家が高齢化で担い手がないという状況で、今後のこれから先の農地を所有している方についてはいろいろ悩みがあると感じております。その中でやはりある程度法人が立ち上がることによって体がまだ元気なうちはそういった法人に参加しながら、全体を自分の農地も含めながらそういったところに協力したいという考えの農家の方はいらっしゃるだらうと思います。そういった意味では農業法人

という形をとりたいという方については、町が支援をするような形については、今後そういった考え方で臨んでいきたいと思っております。

それから、基盤整備につきまして全員がなかなか賛成という形がいかないようなケースの場合に、町がどれだけそういった方々の考え方に寄り添って説得できるかということですが、あくまで町もそういった考えでなるべく基盤整備の説明会あるいは個々にお話を伺ったときにはそういう考えを説明しながら協力いただけるような体制をしいていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 課長が基盤整備につきまして答弁ちょっとしたのですが、基盤整備そのものは、町がこれを押し進める事業ではなくて、農家個々の問題でありまして、今の面積ではなかなか効率が悪いとか、さまざまな水路の問題、配水の問題ということで整備をしていきたいと、基盤整備をしたいということであれば町はこれらについて受益者負担なしでやれるものだと考えています。そういう意味では町がぜひここに参加してくれということではなくて、やりたくない人のところまではある程度の説得と説明はしますが、そこを何でかんで引っ張っていかなくてはいけないという事業ではないと考えていますので、これらについては賛同できる人で、そして大型化をし、そしてそれらがこれからは自分で農業をする、農業法人に委託することもできますが、借りて貸してということで、貸す側にとっても私のところ1枚1ヘクタールですからということであれば、今の1枚30アールのものよりは、であれば当然、いや、では借りてやるからというような考えと、借りるのにお金を出しますから貸してくださいという、そういうものになってしまうので、これは農家個々の考えを重視して、そして町としてはきちっとした説明はしますが、何でかんで綱をつけて引っ張っていく問題ではないと考えています。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 町長の言うことは理解はできるのです。ただ、原発でこれだけ引きちぎられて、今農家やりたいという人いますか。恐らく今法人化を目指しているグループくらいしか私はいないのかなと思うのです。では、どうするのだということになれば、やっぱり農家任せではなかなか前に進まないのだと思うのです。農家の人たちは、何か1つやるごとに補助金くれ、補助金くれ、補助金くれと必ず言うてくると思うのです。補助金出すのは大いに私は結構と思うのです。財源があれば。元がないとすればやっぱり法人化を目指して国、県のそういった大きな補助金を獲得できるような団体にしないと補助金は望めなくなります。そういう意味でやっぱり今ではどうするのだといたら、国も本気になって、官民合同チームなんかも本気になってこの農業復興にもかかわっていますよね。かかわって28年度くらいからはかなり官民合同チームとか相双復興、官民合同チーム、あと相双農林局ですか、そういうところが28年度くらいからかなりかかわってきているのですが、今言うとおりの官ですので、これ以上前に出ていけないのですよね。では、町の農業をどうやって復興させるのだとい

うと、また町行政しかないのです。町行政がもうとことん出ていってもらわないと、なかなか農家の人たちは越し切れないと思うのです。それを越し切るように説得していくのはなかなか農家の人が切るべきだといっても難しいと思うのですので、その辺をぜひ町長を筆頭にして、町長も説得はしますよと言っていますので、より一層の説得をしていただければありがたいと思っています。どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 私が言っていることとちょっとかみ合っていないかもしれない。農業そのものを法人を立ち上げて、その法人として、富岡町今800ヘクタールあったものが120ヘクタール、そのほかもう農地転用されていますから、150ヘクタールぐらいはもうないのだと思います。そういう意味ではおよそ650ヘクタールぐらいですか。これらを農業法人1つや2つではやっていけません。そういう意味ではやはり農家の人たちが大規模になることによって今までの2日かかった分が1日でできるとか、さまざまそういうメリットを考えてこれからはやっていく時代だと思えますし、隣の檜葉町でも基盤整備を今計画しております。これらについても、私はやらないという人には綱つけてやってくれということではなくて、自分の農地を使い勝手をよくするがための、これらのものってはっきり言って今基盤整備を取り組めば国、県の制度でほとんどお金がかからないのです。ただ、事務費あるいは換地清算のときのそういう清算金というものがかかります。町としては120ヘクタールに及ぶ太陽光発電事業に転用したところがありますので、そこから上がるお金をそこに充当して、農家に還元するという意味で無償でやるというような考えをしています。これに賛同できない人をやっぱり何でかんで無理にも連れて歩くということはなかなか難しいと考えていますし、隣の町も同じです。そういう意味ではやはり自分の農地、将来的に維持管理をするためにも人に貸すなり、借りていただくためにもやはり大きくするというのはその人の考え方だと思えますので、町としてはしっかりと説明等、そういうものについては内容について説明はしていきたいと思いますが、なかなか賛同できない、あるいは自分でやりたくても相続の問題でできない人もおりますので、これらを町が介入してやっていくということにはなかなかいかないのだと思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の町長の説明は理解しています。確かに名義変更できないものを誰がやれと言ったってできないですし、やっぱりやらないというものを縄引っ張って連れてくるわけにもいかないから。そこまでの努力はやっぱり行政が引っ張ってやらないとなかなかできないのではないかなということですので、ぜひその辺はお願いしたいと思えます。

また、今立ち上がろうとしているのが2つの農業法人になるのかなと思うのですが、当然六百何町歩ありますから、その7割くらいと考えても500町歩からはやっぱり立ち上がっていかなくてはならないということであれば、1団体が100町歩やったにしても5団体が立ち上がらないと富岡町の農地の70%くらい作付を目指す場合には無理なのかなと思えますので、なお団体もふえるように。管理組合が6ブロックに分けてやったわけですから、管理組合を軸にして一つの方法、団体を立ち上げて

いくのも一つの方法かと思しますので、その辺も十分ご承知おき願えればありがたいと思います。それでは、(1)と(2)についてはこれで終わります。

(3)のカントリーエレベーター設置、農業の効率化に取り組むべきと考えるが、町の考えはということで、当然農業法人なり個人で米づくりをやるにしても、今現段階では富岡ではライスセンターが立ち上がったのが3カ所なのかな。多分3カ所なのかなと思うのです。ちょっと数的に狂いあったらごめんなさい。この3カ所に関しては、動かす気であればライスセンターは動くのかなと思うのですが、それはふるさと生産組合は動いています。今度の王塚地区に関しても、当然ライスセンターは動かすのかなと思うのですが、それ以外はほとんどもう乾燥機も何もゼロに近い形なのかなと思うのです、富岡町では。そういうことを考えれば、カントリーエレベーターの設置はもう早急に望まれるということですので、そっちの方向に進むとすればどのくらいを視野に入れて進んでいくのか、その辺をお聞かせください。視野に入れてというのは、どのくらいの年月で考えているか、どのくらいの規模まで農地耕作面積がふえたらやるのか。今すぐ取り組んでいって、農業者をもう引っ張るような形でやっていくのか、その辺お聞かせください。

○議長(塚野芳美君) 産業振興課長。

○産業振興課長(猪狩 力君) 前段でありましたライスセンターですが、町内には6カ所ございました。そのうちの岩井戸、下千里、高津戸につきましては、解体されてございます。更地となってございます。それから、帰還困難区域の中の新田に1カ所ございます。それは、現状の前のままとっておりますが、それ以外に王塚地区につきましては、建物の中身はもう何もない状態となっております、それは建物だけがそこにあるというような形です。そうしますと、今現在使っておりますのが原下のライスセンターのみというような状況でございます。その中でカントリーエレベーターという倉庫、そういった施設をつくる要望というものにつきましては、先日も開催しました保全管理組合の方ですとか既存の農業団体とか、国、県が入った中での協議の中では、やはりカントリーエレベーターというものにつきましてはの要望という声はかなりございました。その中で申し上げましたのは、やはりカントリーエレベーターも町の単独費でつくるということであれば別でございまして、今国からの補助金の中でやはりやる際にはどうしても完成後の運用の中でどのくらいの農家の方がいらっちゃって、米がどのくらい入ってくるのかというのはやはり精査されるところであります。当然それがそのようになっていない場合については、補助金ですから、補助金返還というようなことも視野に入れつつ整備しなくてはいけないというのが前提でございますという話をさせていただきました。ただ、そうはいいましてなかなか農家の方がやはりこれから作付をするに当たって、既存今16ヘクタール弱でございます。これの積み上げを図りながらカントリーエレベーターを整備するまで見通しとしてどうなのかというのを各種団体、それから営農再開を考えていらっしゃる方、そこに入ってきますのが今後の担い手の将来的な見通し、そういうようなものを加味しながら施設整備に入っていくべきものということで、今国と県、入っている会議におきましては、当然補助金の活用できる最終ラインが

あることを見定めて、今それに積み上げられるものがあるかどうかというようなことを最終の確認をして、さらにはこれを各農家の方に入って積み重ねていくというようなことをご説明させていただきました。ただ、それにつきましても参加いただいた農家の方には町の英断も必要ではないのかというようなこともご意見としていただいているところがございますので、正直に申し上げさせていただきますと思います。そういった状況も踏まえながらカントリーエレベーターなのか、あるいはライスセンターの大型版なのか、ライスセンターではやはり精米してしまう関係もあったり、もみとして残しておくカントリーエレベーターなのか、そういうのの調整もございます。そういった予算的なものを総合的に考えながら悩みながら進めさせていただきたいと思いますが、ご指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私が指導できるものではないのですが、今言ったようにカントリーエレベーターがいいのか、ライスセンターがいいのか。どっちがどうなのだというもみのままで保存しておくか、精米してもう全部出してしまうか。もみのままで保存しておけば、その状況に合わせて出してやれば一円でもプラスに多分なるのかなと、常においしい米が食べられるのかなと、そういうすごいプラス面があるのです。そういうことで、ぜひカントリーエレベーター進めていただきたいのですが、15アールくらいしかつくっていないのに、200町歩くらいのカントリーエレベーター使って、入れる米がないのでは当然補助金の返還という形にもなろうかと思ひますので、その辺は状況を見定めながら、最終的には町の英断になるのかなと思ひますので、ぜひそういうことでお願ひしたい。ちなみに、榎葉はあのカントリーエレベーター200町歩と言っていました。200町歩で今年度の作付面積が172町歩だっけ、177町歩だっけ、その辺だと思ひます。町としてももうびっくりしているような状況みたいです。作付が多かったのに。やっぱりカントリーエレベーターが一番のメインに働いたのかなと。最終的に200町歩のカントリーエレベーターであっても300町歩運用できるというような話聞きました。それに準じて育苗センターも300町歩くらい育苗センターをつくる予定だという話聞いておりますので、榎葉と富岡比べると、黙って3年は富岡は動けませんでしたので、3年おくれて当たり前かと思ひますが、やっぱり今後の農業を考えた場合には3年を待たずして2年でこういうものができ上がって動けるような状況をつくれれば、それはすごい町の指導力になると思ひますので、ぜひそういうことを考えながら進めていただきたいと思ひますが、どうでしょうね。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 産業振興課としましても隣接する町村の動きについてはいろいろと情報を得ながら考えているところがございます。先ほど保全管理が1年という状況が榎葉町があと1年という状況にJAがかかわり、こういう事業の進め方をしたという情報をいただきながら、今会議の場でも今後何をなすべきかというような、どのぐらいのタイミングでこういうことをなすべきだというのをいただきながら、今考えているところがございます。あくまで3年おかけているというよう

な、先を行っているというようなところをなるべく近づけるような形で産業振興課としては取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。これで（3）についても終わります。

次、大きな2番の酪農の再開はどのようになっているかということで、この酪農に和牛も含めていただきたいのです。答弁できれば、酪農については、農業と密着に関係しており、堆肥の確保が望まれるが、町の考えはということで、酪農についてはまさに冒頭で言ったように競り場なんかあって、富岡町はかなり一時期にぎわった時期がありました。そういう部分がだんだん衰退し、富岡でも相双地区でも双葉牛という、一時期は双葉牛をもう推進しようということで、かなり盛り上がった時期もありました。それがだんだん衰退して行って、なかなか競りに出てくる牛も少ない、あと酪農については、乳牛については3件ですか、やっていたのは、なかなかふえていかないけれども、かなりの頭数はいたのかなと思うのですが、やっぱり米づくり、前の一番大きな一番の米づくりとか野菜づくりには、町長冒頭の答弁であったように地力を肥やすためには絶対必要な分野なのかなと思うのです。そういうことで、先ほど冒頭である程度説明は聞きましたが、今後では酪農、和牛、どうしていくのだということになれば、乳牛は当然やろうとする人が個人で大きな規模でやるのかなと思うのですが、和牛にしては1頭、3頭、10頭とばらばらに個々に飼っていた人が多かったためになかなかこれから立ち上がれないのかなと思うのです。そうした場合にやっぱり産業振興課あたりでいろんな補助をあっせんしながらグループの牛飼ひも可能なのかなと思うのです。葛尾地区とかあの辺でも福島に何件かで業者をつくってやっているなんていう経緯もこの官民合同チームの指導なんかもありますし、そういう部分も今から考えていかななくてはならないのかなと思うのですが、そういう部分はどうでしょうね。考えられることなのかどうか。お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご質問いただきましたことにお答えいたします。

議員ご指摘いただきました富岡町競り場があって、昔は双葉牛ということで、双葉のみそ漬けというようなことでお土産にも持っていった思い出がございますが、そういった牛を何とか地力回復ということで、今現段階では営農再開メニューで緑肥を入れて地力を回復という一つのメニューはございますが、そうではなくて堆肥を入れることはやはり必要だというご意見はごもっともだと思います。今現時点でなかなかかつて畜産をやっていた方が現在より具体的な話まではなってきていませんが、ただかつて農家が数軒集まって、電気柵、電牧の集団でやっていた方々が、今いろいろと連絡をとり合って再開したいということの説明したところ、前向きな返事をいただいているというような動きがあることだけはお伝えしたいと思います。この動きにつきましては、相談をいただいておりますので、どういった今後の見通しができると、例えば施設整備についてはどういふようなことが活用できるのかとか、そういったことをいただいておりますので、それがより具体的になるように町は全面

的に支援をしていきたいという考えでいるところでございます。いずれにしても、今後の農業をやる場合に地元でそういった堆肥が、優良な堆肥があって、農家が再開して、やはりつくった水稲のもみ殻とかを食べながら耕畜連携という形が望ましいと考えてございますので、その実現に向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。そういう団体が今希望を持って検討しているということで、ぜひ行政でもお手伝いしながら立ち上がっていただくことを期待します。（1）については、これで終わります。

（2）の株式会社タカヤマの再開はないのかということで、タカヤマについてはかなり富岡町にも肝いりで、やっぱり米づくり、野菜づくり、農業には絶対必要だということで来てもらいました。そういう中でかなり地区にとってはにおいの公害があったように聞いているのですが、それはにおいの公害といっても富岡にはもう1地区においの公害の場所がありました。それから比べれば10分の1とか20分の1なのかなと私は思っているのです。そういう意味でいうと、やっぱり絶対農業には必要なものですので、ぜひ私は立ち上がってもらいたいという意味で質問したのですが、ここの相双地区の植物残渣とかいろんなものを堆肥化にしていたわけですよ。あと、一番大きいのはやっぱり都心からトマトケチャップの絞ったかすとかお茶殻とか、いろんな6次化産業から出た安全なものを持ってきて堆肥にしていたのかなと思うのです。そういうことを考えれば、かなりの量が都心から来ていたのかなと思うのです、その原料として。だとすれば、もう立ち上がれるのではないかなと思うのです。恐らく富岡だけが望んでいることではなくて、榑葉だって広野だって、今から始まろうとしている浪江町だって、こういうものは絶対必要な部分だと私は思うのです。そういうことからしてみれば、当然タカヤマにとってもやっぱり町とタイアップして肝いりでやった以上は、当然そういう方向に向くべきだと私は思うのですが、その辺はどんな考えになっているのか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 株式会社タカヤマにつきましては、町がバイオマスタウン構想というものを採択されて以降、平成19年に竣工したということでございまして、平成22年度には1,000トン弱の肥料を使って、町が特別栽培米ということで首都圏でそういったお米をPRしたり、好評いただいていたところであります。ただ、今現時点でタカヤマにつきましては、会社に確認をする中におきましては、やはり今町が置かれている状況を数年先までちょっと待って、確認をした上での判断というようなことにご意見いただいているところであります。町としましては、原料となった生ごみが年間550トンほど入っていた。それが全くない。ほかからそういったものを持ってくるということも想定はされるのかもしれませんが、町の中のバイオマスタウン構想の中のそういったいろんな食物残渣を減らしてごみを減量化するという採択の中で進めていた事業ということで認識しております。そういった意味ではタカヤマの意向がやはり重要なのだろうと思っておりますので、またあと臭気の間

題につきましても町としては心配しているところは若干ございますが、そういったところも踏まえて、あくまで会社がどのように考えるのかということを見ながら今後考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 当然法人でも個人でも採算性を考えますので、当然そういうことになろうかと思うのですが、絶対必要な部分だと私は考えておりますので、ぜひタカヤマにも立ち上がってもらいたいことを期待しておりますので、ぜひそういうことを何かあるたびに申し伝えていただければ、一日も早い再開を望むということでよろしくお願ひしたいと思っております。それでは、大きな2番これで終わります。

次、大きな3番の（1）、富岡川漁業協同組合が組合員全員で頑張っており一日も早くやな場とふ化場が完成することを望むということで、今年度あたりからハード部分も動き始めるような冒頭の答弁聞いて一安心したのですが、私はこのやな場に関しては、今まではあそこに小浜橋もありましたし、観光やな場にするには場所としては余り河口過ぎてふさわしくなかったのかなと思うのですが、本来つくるのであれば観光やな場的な価値も求めたいのですよね。どこの町村に行ってもやっぱり港とかやな場とか、そういう部分は観光地としてすごく発展をしているということで、それから返してみれば、富岡は漁港に関しても競り場が請戸と合併で競り場がなくなったということで、非常に地元の魚食えなくなるのかということで心配しているのですが、このやな場に関しても観光やな場的な意味を持たせるのであれば今の場所よりももう少し上がったほうがいいのではないかなと私は思うのですが、その辺の場所の選定、設計始まるということになれば場所の選定はできるのかなと思うのですが、どの辺に、前あった場所で選定しているのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） サケのやな場、ふ化場の関係につきまして、まずやな場の位置でございます。こちらにつきましては、富岡川漁業協同組合からいろいろと要望等いただいている中で、震災前の現状の場所というようなことでの意見のすり合わせをしているところでございました。議員から以前も観光やな場的なものというようなことでご意見いただいております、それにつきましても漁協にもお伝えし、そのようなご意見のすり合わせをしたところでございますが、やはり漁協としてもやな場は現状の場所に復旧させていただいて、ふ化場につきましては今場所が前に水道企業団周辺というようなことでお伝えしたところでありますけれども、そのような考え方で今基本設計が終わりまして、今後これをつなげていきたいというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） そのやな場とふ化場を離すことに何かメリットがあるとすればメリットをお聞かせ願ひたいのですが。マイナスメリットがあっても、恐らくプラスメリットは私はないのかなと

思うのです。そういう意味で漁業組合が何でそこに固持しているのか。町としてもやはり貴重な財源を幾ら補助金でも投入するわけですから、マイナスメリットは少ないほうがいいのです。これから組合員の高齢化ももうすぐそこに見えているわけですから、そういうマイナスメリットを取り除くことによって、長くやっぱりつくる内水面の漁業というのも幅広く手がけられるのかなと思うのですが、その辺のマイナスメリットを考えているのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） このふ化場の問題につきましては、議員からも前にご指導いただきまして、やはり距離感がありますと運搬の労力もかかるし、近場であればそのことはスムーズに行くのではないかなというようにご指導いただいているところでございます。それも私どももその場所を選定するに当たっては、水の確保でありますとかいろいろと何カ所か場所の選定をした中で、いろいろと協議してきた中での結論ということではありますが、ご指摘いただいたようにメリットとデメリットを考えたときに、なぜ上に上がるのだというようなことだと思っておりますけれども、今申し上げましたようにある意味星取表な形で、河川の左岸なのか右岸なのか上流部なのか今の現状、前と同じような場所なのかというようなことをやった中では、やはり最適な水の問題、水をとるというような部分で、前の場所のところにも井戸があったと思っておりますけれども、井戸を掘ったりする関係上の話ですとか、そういったことを捉まえて総合的に判断した中で、最終的には漁協の考え方も取り入れた形で、現状のやな場と近いところではなくて、ふ化場として別な場所というようなことでの最終的な方針を出したというようなところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと時間がなくなってしまうので。ふ化場を上を持っていったら、やな場も上に持っていったらいいだろうということなのです。どうせ一から作り直すのですから、ましてや河口をいじらなくてもつくれるわけですから。測量したのかどうかわからないのですが、浪江の泉田川やな場でこういうことがあるのです。測量した結果、全部設計組んで測量した結果、地盤沈下していて、海水が入ってきて、あそこの場所ではちょっとやな場はつけれないと。海水が入ってくると川に上ってきても海にいるような気して、早いうちに川に上ってきてしまう。それを捕獲すると、今度ふ化ができなくなる。若い卵ですから。そういうことで、今泉田川はかなり頭痛めているみたいです。地盤沈下70センチくらいしているみたいです。富岡町も測量してそういう結果が出たとしたら同じような状況になるのかなと思うのです。そういうこと、いろんなこと、恐らくいろんなこと調べているのだらうと思うのですが、いろんなことを考えていった場合に、当然ふ化場を上を持っていくのであれば、上に持っていくのが一番ベターなのです。井戸の問題は、水利権の問題あるかもしれないですが、取水権の問題で当然今まであったのだから、別なほうに行くのだから、その許可は多分間違いなくおりると思うのです。許可おりなかったとすれば、井戸を掘るという手もあるわけで

すから、200メートル以上離れば河川の取水権は必要なくなるわけですから、そういうこと、いろんなこと踏まえればそのほうが私は一番ベターなのかなと思うのですが、その辺を早急にやっぱり詰めない、設計組んでももう一回やり直しなんていう状況生まれるのが私は心配なのです。そういうことですので、ぜひいろいろ考えていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、それ漁協との話の中で出なかったのですか。理想的なやな場の条件と、それからふ化場の条件というのは違っているはずなのですけれども、その辺の話し合いというのはなかったのですか。その辺も含めてお答えください。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 場所につきましては、漁業協同組合の町内にかかわらず、いろいろほかの河川の状況を見ている漁協組合の事務局と相談をした中で、やはりふ化した後にサケとして返す場面で、従来の河口から近い場所ではなくて、ある程度距離があいたほうが望ましいというような考え方もありましたし、さらには取水の関係もあって、井戸を掘るといような考え方のもと、井戸の関係もあったので、そういったことを考慮した中での方針として出させていただいたところございました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。大きな3問で質問させていただきました。明確な答弁いただいてありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

14時10分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時00分）

---

再 開 （午後 2時09分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続いて、3番、高野匠美君の登壇を許可いたします。

3番、高野匠美君。

〔3番（高野匠美君）登壇〕

○3番（高野匠美君） ただいま議長より質問の許可を受けましたので、通告書に従い私の一般質問へ入らせていただきます。

まず、私は町民から町に関心があるからこそ上がった声を代弁させていただきます。避難生活も8年3カ月が過ぎ、富岡町へ帰った方、帰れない方とさまざまです。そのような中、富岡町外で生活している方々の支援についてお尋ねいたします。その中の郡山地域のおだがいさまセンターが来年3月

末で閉鎖となります。おだがいさまセンターは、仮設住宅とともに開所いたしました。もちろん仮設住宅が来年3月で終了となりますので、おだがいさまセンターも同様ですが、おだがいさまセンターではいろいろなサークル、お茶会、健康づくり、ゲートボールなどを行ってきたことはとても重要な役割を担っております。その場所がなくなってしまうことに町民の方々が寂しく、不安にもなっております。そこで質問です。

1、町外へ非難されている方々への支援について。(1)、郡山地域のおだがいさまセンターが来年3月末で閉鎖になる。今いろいろなサークル、お茶会が行われていますが、閉鎖後の町民への対応と集える場所はあるのか。

次の質問は、避難が長くなり、お一人の生活者もふえております。お連れ合いに先立たれた女性も多く、人知れず亡くなったということもありますので、おひとり暮らしの方、高齢者の方々への配慮も行政としては欠かせないものと思います。どこへ相談すればいいかというお声も聞きます。何度かお会いしてお話しする中で、重い口を開き、介護に疲れた、何かいい方法はありますかと問われることもあります。そこで次の質問。

2、社会福祉について。(1)、ひとり暮らしの方、高齢者、独居老人の方への介護制度に対する周知、理解度を町はどう捉えているか。

(2)、民生委員制度は充実かつ的確にされているか。行政と町民とのつながりと町民への周知、理解度を町はどう捉えているか。

以上の質問です。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 3番、高野匠美議員の一般質問にお答えします。

1、町外へ避難されている方々への支援について。(1)、郡山地区のおだがいさまセンターが来年3月末で閉鎖になる。今いろいろなサークル、お茶会が行われているが、閉鎖後の町民への対応と集える場所はあるのかについてお答えいたします。議員ご承知のとおり、町は平成28年10月に離れていてもふるさとへの思いを富岡の未来へつなげていくためにをコンセプトに、人と町とのつながりアクションプランを策定し、町外へ避難されている方々への交流会、イベントなどのサポートやコミュニティー団体の活動支援を行っているところです。

郡山市内において事業を展開しているおだがいさまセンターは、富岡町民並びに双葉町民、川内村民など、町村の枠を超えた高齢者等サポート拠点として、富田町若宮前応急仮設住宅内に福島県が建設し、富岡町社会福祉協議会へ運営管理を委託している施設であり、閉所時期については仮設住宅の供与終了が来年3月となっていることから、同時期の方向で調整が図られております。当施設においては、元気アップ体操や各種サークル活動、お茶会など、人々との出会いの場として大きな役割を果

たしてきました。町は、このような集いの場におけるそれぞれの活動は避難が長期化していることで、心の復興という観点からも大切であり、今後も必要なものと考えております。あわせて、町民が主体となって心の復興に取り組める環境づくりも必要と考えており、郡山市内の公民館や集会所が利用できるような調整を進めてまいります。

次に、2、社会福祉について。(1)、ひとり暮らしの方、高齢者、独居老人の方への介護制度に対する周知度、理解度を町はどう捉えているかについてお答えいたします。介護制度については、町広報紙及びホームページによりお知らせしているほか、本制度についてのパンフレット等を作成し、職員が訪問する際や相談会などにおいて配布、説明を行っております。一方で、本制度は3年ごとの介護保険料の見直しや国における高齢者の介護及び介護予防の実態に即した制度の改正が適宜行われているため、最新の情報をわかりやすく説明するよう心がけておりますが、皆様に十分なご理解をいただくためには、より一層の取り組みが必要と考えております。特に議員ご指摘の方々につきましては、資料や内容にも工夫を凝らし、一人一人に合った、より細やかな説明対応が必要と考えております。今後は、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との連携を密にし、訪問、調査などの折に個々への丁寧な説明ができるよう取り組みを進めてまいります。

次に、(2)、民生委員制度は充実かつ的確にされているか。行政と町民とのつながりと町民への周知度、理解度を町はどう捉えているかについてお答えいたします。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の生活状況を把握し、生活に関する相談、福祉サービスを利用するための情報提供など多岐にわたる活動を行っております。本町の民生委員につきましては、避難指示解除前での選出であったため、町内行政区を基本とした約200世帯に1人の割合での地域割で選出されており、任期はことしの11月30日までとなっております。現在の活動の範囲については、震災によりみずからの避難先の周辺が中心となっております。加えて、民生委員の方々にも高齢の方が多く、避難先から町内に帰還されているお宅や、さらに遠方に避難されているお宅への訪問ができにくい状況となっております。このようなことから、活動の内容や訪問先に偏りがあるなどの課題があることも町として認識しております。町といたしましては、社会福祉協議会と協力し、生活支援相談員の見守り訪問に同行することや、民生委員協議会の研修会などを通じて個々の意識づけを高め、民生委員活動の活性化を図ってまいります。

また、今年度予定されている民生委員の一斉改選におきましては、従来の町内行政区を基本とした地域割だけではなく、現状に即し、町内居住の方や避難先の状況を勘案し、民生委員の負担軽減と活動の充実を図れる選出を考えてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ご答弁ありがとうございます。

1つ、おだがいさまセンターの以外の場所で、今現在定期的に町民が集まる場所はどんなことが開

催されているか、町では把握なさっておりますか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） お答えいたします。

現在のところ、富岡社会福祉協議会における出前カフェというものを郡山市内を4方部に分けまして、2カ月に1回出張サロン等をして行っているような状況でございます。

あと、もう一つにつきましては、毎月2回、こちらは郡山市の社会福祉協議会主催により開催していただいて、茶話カフェという名称でお茶会やものづくり教室を開いているということは承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。ちょこっとカフェ、場所を一定はされていないのですけれども、そのほかにもさくらスポーツとか富田団地集会所、大槻北公民館、安積団地集会所、それと余り知られてはいないのですが、あるグループの方は4年間一定の場所で月1回料理教室を開催しております。そういった場所があることを町としてはもう少し把握されて、情報をつかんで、その場所を使用できるかどうかとか、そういういろいろと検討するということはございますか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 今議員がおっしゃった開催については、詳細にわたり把握しなくて大変申しわけなく思っております。まずはちょっと全体的に話をさせていただきたいのですが、今お話があったグループ以外に、今後郡山市に居住されている方々についてはやはりそのような集まる場所が必要と考えております。町長からの答弁をさせていただきましたとおりに、これからにつきましては郡山市の公民館及び集会所を活用していただければありがたいななんて思っているところでございまして、もうこれ議員も承知だとは思いますが、公民館につきましては市が管理しております、簡単な団体登録をすればまず自由に使えるというのが1点と、あと私どもこれからちょっと調査をしてよく調べなくてはいけないのは集会所です。郡山市においては、富岡町という行政区、郡山だと町内会という表現をするのですけれども、その町内会ごとに集会所を持っておりまして、それが全部で380カ所ぐらいあるらしいのです。先日ちょっと郡山市の職員といろいろ話をさせていただきまして、その集会所につきましては市は管理をしないので、その施設管理者が可能という話であれば、それは利用可能だという話がございまして、今後町としてはそこら辺の情報収集をしながら使える、集える場というのを確保してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。確かに今復興団地の集会所という規約の件もちょっと私読ませていただいたのですが、その中でやはり集会所というのは皆さんの福利厚生、文化、教養などに関する行事を行うための共同施設で、その管理運営はそこにいらっしゃるやはり皆さんに任せ

られているということなのですが、もし復興団地の集会所をお願いして使うとなると、なかなか問題が多いのです。やはりあそこ、団地では自治会というものを立ち上げているところがあるのですけれども、その中でも自治会に入っていない方、入っている方との間で問題になっていることが多いのです。でも今、こうなってしまって、あるサークルの方が自治会の集会所を使わせていただけませんかとお話しした方が、自治会に入っていらっしゃらなかった。そのために同じ町民なのですけれども、それは認められないと、そうになっていることもあるのです。もしそう町が集会所を使いたいとなれば、私はもう早目に、町民ときちんと向かってお話しして早目に対応をしてほしいのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 私の先ほどの答弁がわかりづらくて申しわけございませんでした。復興住宅の集会場について、そこをサロンとして利用することについては難しいという話は議員がおっしゃるとおり承知しているところでございます。こちらにつきましては、再度復興住宅の集会所の管理者には私どもから話をさせていただきたいと思っております。

先ほどちょっと私のほうでお話をさせていただきました集会所というのは、復興公営住宅の集会所ではなくて、郡山市における集会所の話をさせていただいたところでございます。こちらについても今後郡山市の協力を受けながら、使える施設を探ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 郡山の集会所、公民館というのは、私も以前ちょっとあることで利用しようかと思ったのですけれども、なかなか入るスペースがございません。ほとんどの公民館も郡山市民の方が定期的にご利用なさっていて、そこに入るというのはちょっと早目に対処しないと難しいのではないかと思います。私ごとであれなのですけれども、私はたまたま郡山の方が中心になってやっていただけるということで何とか利用できましたけれども、郡山市民以外の方がそうちょっと申し込むというのはなかなか難しいと思うので、その辺ちょっとよろしく願います。

とは別に、もし別の場所を町民の方がご自分で借りるとしたら、使用料とか講師料などの補助というのは富岡町では考えていますか。よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） まず、先ほど施設を借りるときにはなかなか富岡町民は難しいのではないかとのお話がありました。これにつきましては、郡山市に確認をしましたら、市の公民館であれば郡山市民、郡山市民以外も関係なく使えるという話は聞いておるところでございます。あと、空き状況の話も多分あったと思っております。こちらにつきましても郡山市に確認をしましたが、やはり議員おっしゃるとおり例えば中央公民館、大きなところにつきましてもなかなか利用は難しいところではありますが、そこから離れているところであれば何とか利用できるのではないかと聞いてお

りまして、私もちょっと具体的にこれは調査したほうがいいと思っていてまして、富田の仮設住宅近辺の公民館2つあるのですが、そちらの空き状況を調べさせていただきました。そこを調べさせていただきましたら、2カ月前から予約が可能みたいなのですが、今月につきましては半数ぐらい今あいているような状況で、来月につきましてはほとんどあいているような状況でございました。このことから施設利用はできるものと考えておるところでございます。

また、使用料の話もございました。私、今ちょっとお話をした富田近辺の公民館なのですが、こちらの使用料をちょっと調べましたら、午前利用と午後利用と、あと夜間利用があるのですが、午前、午後、夜間の利用はともに30人ぐらいが入れる部屋が1部屋約600円ぐらいの使用料となっております。こちらの使用料の補助というお話が今ありましたが、こちらにつきましては議員がおっしゃるとおり十分ちょっとこれから検討は必要だとは思っているところでございますが、郡山市民が利用する際にも使用料は利用者が負担していることから、基本的には同様なと考えているところではございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

あともう一点、お聞きしたいのですが、これは関連して、よく町民の方より聞かれるのは、いわきのサロンはどうして続けていられるのでしょうかという質問が何度か聞かれます。それで、いわきサロンもいつかやはり終わるときというのが来るのかなと私は思うのですが、今どうしても町民の方であるところとないところと、あるとどうしても比べてしまうと思うのです。それで、そういうところはやはりきちんと町としてもこういうわけかこういうふうですということを私、町民の方に早く周知していただけないかなと思っております。その辺、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 済みません。答弁が重なるところもあるかもしれませんが、まず、郡山のサロンの閉鎖の、閉所の理由といたしましては、まず市内の復興住宅内に自治会が設立しまして、集会所を拠点として活動が始まっているということが1つと、あと先ほどお話ししましたとおり富岡社協による出前カフェとか、あとは郡山市の社協の茶話カフェとか、あと議員から話がございましたいろいろな集える場をつくっていただいたことから、閉所という判断をさせていただいたところでございます。いわきのサロンの話がございました。こちらは、今自治会での活用も含め利用者がたくさんございます。そのことから、今年度につきましても継続してサロンは開催したいと思っておりますが、ただし今年度につきましてはその利用実態を考慮した上で、いわきサロンについては月曜日から土曜日だったものについて、月曜日から金曜日という形で考えているところでございます。また、今後についてはなのですが、今後も利用者の動向等の状況を確認しつつ、継続につきましては財源も含めて方向性を検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。2番の社会福祉について。（1）、ひとり暮らしの方、高齢者、独居老人の方への介護制度に対する周知度、理解度を町はどう捉えているかということをお聞きします。先ほど町長の答弁の中にもありましたが、パンフレットとか見守り、そのパンフレットを配布したところで訪問なさってきちんと説明するということなのですが、どうしても訪問についてもいろいろと考えていかなければならないところもあるのですが、きょうはここでは問いません。

それで、周知に関してはやはり行政から私は老人会や町民が集う場所に行って話をするとか、それもお願いたしたいということと、あと今後チラシの面なのですが、どうしても難解な用語ではなく、もっとわかりやすい用語とか、町民にとって見やすい説明注記を入れるとか、そういった工夫をされていければよろしいのではないかと思います。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ただいまのご質問で、3番議員おっしゃるとおりだと私も思っております。皆さんが集まる場所、直近でありましたら敬老会とか、そういったところで皆さん集まる場所に我々職員出向きまして、気軽に問いかけをしていただけるような状況をつくりまして、その際に職員から丁寧な説明ができればと考えてございます。

続きまして、説明資料につきましてはやはりご高齢の方が多ということも考慮いたしまして、字の大きさ、それから挿絵、注釈等もなるべくわかりやすいような表現に変えてまいりたいと考えており、今新しいチラシにつきまして作成の準備を進めているところでございます。ただ、どうしても専門用語多くなると思います。その際は、もしわからないことがあれば気軽に我々に問い合わせくださいというところで示させていただこうと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。そのように進めていただければ感謝申し上げます。

次に、2番について、民生委員は社会奉仕の精神を持って、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、地域住民と行政のパイプ役として活動していただいていると思います。とても重要な役割であると思います。感謝申し上げます。しかしながら、町民からは民生委員が見えてこないなどと聞かれます。とても残念な言葉だと思えます。私は、ある民生委員の方とお話ししたとき、その人は社協との同行なども行って、自分で気になる方がいらっしゃれば訪問されている方です。ありがたいです。でも、その中で町との面談がないということをお聞きしました。民生委員からの報告はどのように取り扱い、活用されておりますか。お答えください。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、民生委員の活動と活動報告についてお答えさせていただきます。

町内に今民生委員32名いらっしゃいます。3番議員おっしゃっていらっしゃった方は、恐らく最も

活動されている方かと思いますが、お一人で今平成30年度の実績なのですが、140日ほど訪問をされている民生委員がいらっしゃいます。それと、全訪問員でいきますと、平均しますと1人当たり30回程度は訪問されているとカウントできております。そちらの訪問報告につきましては、月に1度社会福祉協議会に報告書が上がりまして、社会福祉協議会から問題のある方につきましては役場と、それから社会福祉協議会、包括支援センター等福祉関係の機関が集まる会議を月に1回開催しております、その席上報告をしていただけるような仕組みをつくって現在運営しているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。私、前に調べたところには、訪問したときに町へ報告ありますかってそちらにお聞きしたときに、その答えが民生委員協議会の業務委託先である町社協は各委員から活動記録の提出があり、町へは年1回集計したものを報告しておりますって私は受けていたので今の質問になってしまったのですけれども、それだったらもう生の声というのは聞けていないのではないかとということでご質問したのですけれども、これは間違いということですか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 報告といたしまして、その件数は社会福祉協議会から役場に年に1回回ってきますが、先ほど申しましたように問題のある方という表現が正しいかわかりませんが、ぐあいの余りよろしくない方、そういった方は社協の訪問委員も同行しておりますので、あわせて社会福祉協議会からの報告となりますが、それは月に1回の報告会で上がってくることでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） やはり今の状況には私合っていないと思います。やはりきちんと民生委員等の生の声を聞き、町民の状況を町としても知っておくべき。それで、何か問題があったとき、その報告書よりも私は活動されている方の声を聞いていれば、どんな状況かというのをやはりすごくわかると思うのです。そうすると、対応には苦慮されないのかなと私は思います。私が何人か民生委員と会ったときも、やはり町とのつながりというのをもう少し私たちもしてほしいというお話があるので、その辺はどうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 今のご質問につきましては、民生委員協議会の運営につきましては、町としては社会福祉協議会にお願いはしているのですけれども、民生委員協議会として毎月1回役員会、全員の委員会、役員会、委員会ということで月が変わりで会議を開催しておりますので、そちらに福祉課職員の出席をすれば、議員おっしゃっているように生の声というのが拾っていけるかと思っておりますので、そちらのやり方についても前向きに検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） お互い連携を持ってやはり活動していけばいいのではないかとはい思います。例えば、先ほど町長の答弁にもありましたが、今後の民生委員というのは地域割というのを余りもうそういうことはということなので、そういうことはやはり大事だと思うのです。いわきにいる民生委員の方から郡山のこういう人の話を聞きましたと、でも私その地区担当だけれども、ちょっと郡山までは行けないと、そういうお話も聞くのです。であれば、居住先、福島県内にいる民生委員の方、富岡に3名、広野3名、いわき16名、郡山5名、三春2名、船引町1名、玉川村1名、桑折町1名いらっしゃるの、その辺の連携をとって、十分にやはり民生委員の方にご苦勞ではありますが、そう協力を求めるということも大事かと思しますので、その辺をよろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 今いただいたご意見受けとめまして、次期一斉改選に向けて人選を進めさせていただきたいと思います。なお、議会からも選考委員に2名の方選出していただいております。3番の高野匠美議員、それから13番、渡辺三男議員にはその際は貴重なご意見いただきたいと思しますので、あわせてよろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） では、最後に地域で支え合う人の輪、支えられる側から支える人へ、こうした助け合いの活動が根づいていくことがまさにこれから私たち町では必要なことだと思います。この避難してよくどどこに住んでいても〇〇町民、寄り添ってまいりますとはよく言われますが、町へ帰還できない人は8年がたつときさまざまなストレスになってきていると思えます。それはなぜなら余りにも抽象的な表現です。これらを補う行政サービスの議論もされず、サービスメニューがわかりにくいのです。つまり心理的な表現だけではお互いよくないと思うときがあります。町民にも考えてもらい、行政も町民とともに議論していくべきことだと思います。そこら辺をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員、聞きかじりでお話しするとだめですよ。これ民生委員が今町内に町民がいるということではなくて、自分の避難先でさまざまなところ歩いていただいています。それを補完するために富岡町は、社会福祉協議会に見守り隊という方を33名配置しています。そして、60歳以上の方にそれらを訪問していただいて、それを民生委員の方とタイアップしながらやっている状況でありますから、その中ではまだまだ私若いから来なくていいよという人もおります。そういうものもありまして、全ての人に行き渡っているということは申しませんが、町としてはしっかりと見守り、そしてこれらの民生委員の方々と協力をし合って補完していると考えておりますので、その辺のご理解をよろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 3番さん、先ほど本人から終わりますという話ありましたが、戻したほうがよろしいですか。戻すか戻さないかは3番、高野匠美君の考え方によって可能ですので、どう

いたしますか。

〔戻します〕と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、先ほどの件は取り消しまして、では続けてください。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） ありがとうございます。

町長のお話ししていることも理解できます。確かに訪問されている方、確かに状況はわかりますが、私先ほど訪問についてはあえてお話ししないと言ったのは、これについては話しすると随分長くなるのです。訪問に対しても私は、では1つだけ事例をお話しいたします。郡山でやはり訪問されてきてくださっているのはいいのですけれども、4回訪問されて4回ともこういうチラシでした、1年間で。そういう方というのも何人かいらっしゃいます。確かにやっていないとはおっしゃいません。でも、やはりその訪問についてのこともちゃんと議論していただきたいということを私は願って、これで終わります。

○議長（塚野芳美君） 3番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日13日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時47分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 泰

議 員 黒 澤 英 男

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 令和元年第3回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和元年6月13日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第4号 平成30年度富岡町継続費繰越しの報告について

報告第5号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第6号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第7号 専決処分の報告について

議案第34号 専決処分の報告及びその承認について

議案第35号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第36号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第37号 工事請負契約について

議案第38号 工事請負契約の変更について

議案第39号 工事請負契約の変更について

議案第40号 令和元年度富岡町一般会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員(14名)

1番 渡辺英博君

2番 渡辺正道君

3番 高野匠美君

4番 渡辺高一君

5番 堀本典明君

6番 早川恒久君

7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	猪狩力君
都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
参事兼 生涯学習課長	三瓶清一君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶雅弘君
総務課 主幹兼課長補佐	猪狩直恵君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	志賀智秀
-------------	------

議 庶	會 務	事 務	局 長	猪	狩	英	伸
議 庶	會 務	事 務	局 主 查	杉	本	亜	季

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

12番 高 橋 実 君

13番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第4号 平成30年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) おはようございます。報告第4号 平成30年度富岡町継続費繰越しの報告についてで、一般会計第6款農林水産業費、第7款商工費の逡次繰り越しをご説明いたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、ため池放射性物質対策事業(平成30年から平成31年)につきましては、総額11億1,600万円、平成30年度年割額5億5,800万円のうち平成30年度支出済額がなかったことから5億5,800万円を、また第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡産業団地整備事業につきましては、総額54億3,800万円、平成30年度年割額5億8,566万円のうち平成30年度支出済額1億2,047万1,540円及び不用額とする4,460円を差し引いた4億6,518万4,000円をそれぞれ令和元年度へ逡次繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告をいた

します。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号 平成30年度富岡町継続費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第5号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、報告第5号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についてで、一般会計繰越明許費の繰り越しをご説明いたします。

第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業1,923万8,000円、第7款商工費、第1項商工費、事業名、工業団地事業1億2,160万7,000円、同款同項、事業名、商業拠点施設整備事業費2,575万8,000円並びに第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業1億2,200万円について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、それぞれ令和元年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告をいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第6号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、報告第6号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について、内容の説明を申し上げます。

本件は、平成30年第8回富岡町議会定例会において曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）として議決いただきました繰越明許費、第1款事業費、第1項事業費、事業名、曲田都市計画街路3号線外整備工事、金額、1億2,000万円において、1億1,000万円を地方自治法施行令第146条第

1 項の規定により令和元年度へ繰り越しましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第 6 号 平成30年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第 7 号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、報告第 7 号 専決処分の報告について内容をご説明申し上げます。

報告第 7 号、別紙専決第 3 号専決処分書をごらんください。今回報告させていただきます専決第 3 号は、平成31年 2 月 6 日の平成31年第 1 回富岡町議会臨時会において議案第 1 号として上程され、議決をいただきました。曲田都市計画街路 4 号線地盤改良工事に係る工事請負契約書について、地方自治法第180条第 1 項及び町長の専決処分の指定について第 4 項の規定により専決したことを報告するものであります。

専決内容につきましては、3、契約金額を 1 億15万9,200円から9,774万5,400円に減額変更したものであります。

次に、別添資料 1 枚目、報告第 7 号別紙資料、曲田都市計画街路 4 号線地盤改良工事変更内容をごらんください。本資料の左上の工事概要は、当初契約時の概要であります。契約金額が減額になった主な理由につきましては、右下の変更内容のとおりであり、改良くい長部分に 2 メートル長くなったものの地盤を固化させる改良材が現場試験の精査により当初計画していた高有機質土用から 1 ランク安価な特殊土用になったことなどにより工事総額として241万3,800円の減額となり、工事請負代金の変更額が500万円以下で、当初請負契約金額の2.4%であるため、町長の専決事項の指定に基づき令和元年 5 月22日に本工事に係る変更契約について専決処分を行ったものであります。

なお、本工事につきましては、工期内の令和元年 5 月31日竣工しております。

説明は以上であります。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） これ駅周辺の道路整備ということで、竣工したということなのですが、今まではくいと、そういう部分であそこの地区はなかなかわかりづらい盤だということで、今まで変更、増額変更が大半だったのが、今回は減額変更だということで、地盤改良材の材料費のマイナスという説明ですが、これで大丈夫なのでしょうね。商売人がきちっと見て、その材料、一番適している材料はこれだよということの内容で減額になったという説明聞きましたが、大丈夫かどうか、もう一度説明してください。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） ご質問にお答えさせていただきます。

当初契約につきましては、ボーリング調査の結果、有機質土を対象とし、安全側で改良材を想定しておりましたが、現場に乗り込みまして、現場でボーリングで試験を行いまして、1ランク下の固化剤で十分な強度が得られる。我々もその強度を確認させていただいています。最終的な上がりにつきましても、7日強度で規定の強度が出ていることを確認しておりますので、今後の工事については問題なく進められるものと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。改良材の変更ということで、改良材の使い方を間違えると、実際は固まらないなんていう状況も生まれますので、その辺をきちっと見きわめて減額変更ということは、まさにすばらしいのかなと思います。まず、しっかりした施工をしていただいたのかなと思いますので、今後ともよろしく、そういう施工に心がけてください。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって報告第7号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） おはようございます。それでは、議案第34号 専決処分の報告及びその承認についてご説明いたします。

本年度の地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に交付され、4月1日から施行されることに伴い、富岡町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定

に基づき平成31年3月29日付にて専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、これをご報告申し上げ、ご承認をお願いするものであります。

なお、本条例の元号につきましては、4月1日に施行されましたので、旧元号の平成で表記されております。ご理解をお願いいたします。

今回の改正の主な内容は、本年10月1日からの消費税引き上げに当たって前回の引き上げ経験を生かし、消費や景気の落ち込みを防ぐため、景気への影響が大きい住宅や自動車の税負担を軽減する対策やふるさと納税制度の健全な発展に向けてふるさと納税の返礼品を寄附額の3割以下の地場産品に限定する見直し、また子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置などが講じられたことによりまして、町税条例の一部を改正したものです。

それでは、富岡町税条例の一部を改正する新旧対照表によりご説明いたします。議案第34号別紙資料、第1条による改正の新旧対照表の1ページをごらんください。本則第34条の7、寄附金税額控除については、ふるさと納税について返礼品を寄附額の3割以下の地場産品に限定されたことや、制度の趣旨をゆがめている自治体を対象外にできる制度の改正によりまして規定の整備を行ったものでございます。

次に、附則第7条の3の2については、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に限って控除期間10年間を消費税増税対策といたしまして13年間に延長する拡充策が講じられたこと、また2ページの同条第2項においては、住宅借入金等特別税額控除の適用について納税通知書が送達されるときまでに申告している要件を不要としたことによる規定の整備を行ったものでございます。

次に、2ページの附則第7条の4及び3ページからの第9条関係は、ふるさと納税に係る改正に基づき名称などが改められたものでございます。

次に、4ページ下段、附則第10条の2については、固定資産税の特例措置に関する規定で、第4項から5ページの第19項までは政令改正等に基づきまして規定の整備を行ったものでございます。同条第20項においては、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の承認を受けた場合、事業用の機械装置等の固定資産税を3年間低減する内容を新設するものでございます。

次に、6ページの附則第10条の3、第6項については、河川法に規制する高規格堤防整備事業のために移転を余儀なくされ、高規格堤防特別区域の上に取得した代替家屋に係る固定資産税の減額措置を新設するものでございます。同条第7項から8ページの第13項までは、政令改正等により規定の整備を行ったものでございます。

次に、8ページ下段の附則第16条、軽自動車税種別割の税率の特例については、平成31年度分の税率について、平成18年3月31日までに車両番号の指定を受けた軽自動車税の税率を上げる規定、10ページからの同条第2項から第4項までは排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の少ない軽自動車税については性能に応じて税率を低減する特例を規定したものでございます。第16条の2、軽自

自動車税の賦課徴収の特例については、政令改正等により規定の整備を行ったものでございます。

次に、12ページ、附則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告等については法律改正により規定の整備を行ったものでございます。

続いて、13ページの第2条による改正の新旧対照表をごらんください。第36条の2、町民税の申告については、同条第7項において給与の年末調整の適用を受けた納税者が町民税の申告書を提出する場合の申告書記載事項の簡素化できる規定を新設するものでございます。

次に、第36条の3の2及び14ページの第36条の3の3については、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合は扶養親族等申告書にその旨を記載する規定を整備したものでございます。

次に、15ページ中段の第36条の4、町民税に係る不申告に関する過料については、法律改正により規定の整備を行ったものでございます。

次に、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税については、消費税率引き上げ後の負担感を勘案するため、本年10月1日から平成32年9月30日までに取得した環境への負荷の低減に著しい燃費基準を達成している軽自動車税を非課税とする規定を新設するものでございます。

次に、15ページ下段から16ページまでの附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例については、環境性能の認定が偽りや不正の手段によって認定され、その後認定が取り消されたことにより税額に不足が生じた場合の規定を整備するものでございます。

次に、16ページ下段から17ページの附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、今年10月1日から平成32年9月30日までに取得した環境への負荷の低減に配慮されている燃費基準を満たす軽自動車の税率を100分の1低減する規定を新設するものでございます。

次に、17ページから19ページまでの附則第16条の軽自動車税種別割の税率の特例につきましては、平成32年度及び平成33年度分の税率についての規定及び排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の少ない軽自動車税については性能に応じて税率を低減する特例を規定したものでございます。

次に、19ページの附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、燃費性能等の認定が偽りや不正の手段によって認定され、その後認定が取り消されたことにより税額に不足が生じた場合の規定を整備するものでございます。

続いて、20ページの第3条による改正の新旧対照表をごらんください。第24条、個人の町民税の非課税の範囲については、子供の貧困に対応するための非課税措置に児童扶養手当の支給を受けている婚姻をしていないひとり親等を含める規定を整備するものでございます。

次に、附則第16条、軽自動車税種別割の税率の特例及び21ページ、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例については、平成34年度及び35年度分の税率について排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた軽自動車については性能に応じて税率を低減する特例を規定するものでございます。

続いて、22ページ、第4条による改正の新旧対照表をごらんください。本条例の改正につきまして

は、平成28年度税制改正において消費税10%への引き上げに関連して軽自動車に係る条例を改正しましたが、その後消費税の増税が延期されたことや平成31年度税制改正におきまして臨時的軽減策などが組み込まれましたことから、法律改正により規定の整備を行ったものでございます。

続いて、26ページ、第5条による改正の新旧対照表をごらんください。26ページから28ページの第48条、法人の町民税の申告納付については、資本金1億円を超える大法人について、電子情報処理組織を使用して納税申告する方法が義務づけられておりますが、電気通信回線の故障や災害、その他の理由により電子申告が困難と認める場合は、書面による申告書を提出することができるように新たに規定したものでございます。

次に、28ページ、附則第1条、施行期日及び第2条、町民税に関する経過措置については、法律改正により規定の整備を行ったものでございます。

以上が改正の内容となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔13番（渡辺三男君）退席〕

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、議案第35号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の改正と本年度の国民健康保険税の課税額算定を行うための所要の改正を行うものであります。

まず、地方税法施行令の改正につきましては、医療保険の負担について、負担能力に応じた公平性の観点から、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する軽減判定所得の拡充による改正であります。

次に、課税額算定の改正につきましては、本年度の国民健康保険税の必要額を算出するに当たり税率の設定を行う改正となります。本年度の税率算定につきましては、昨年度より国民健康保険事業が福島県との共同運営となり、税率算定方式の統一及び税負担の公平性を図るため、段階的に縮小し、廃止の方向としていた資産割の税率を廃止いたします。また、国民健康保険税の必要額につきましては、昨年度と比較しまして減額となっておりますが、被保険者数も減っていることから、本年度の税率算定は1人当たりの協定額は1,558円の増額であります。1世帯当たりの調定額は2,519円の減額となっております。

それでは、議案第35号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。資料の30ページをごらんください。本則第2条、課税額の改正については、同条第2項において課税額の限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げるものです。また、税率算定方式において資産割額の廃止に伴い、改めるものでございます。

次に、第3条から31ページの第5条にかけましては、医療一般に係る規定であり、第3条の所得割額算定の率「100分の6.75」を「100分の6.89」に、31ページの第4条の資産割額についての規定は削除、第5条の均等割額「2万7,600円」を「2万8,400円」に改めるものでございます。

次に、第6条からは後期高齢者支援金に係る規定であり、所得割額算定の率「100分の2.60」を「100分の2.52」、第7条の資産割額については削除、第7条の2の均等割額「1万400円」を「9,800円」に、第7条の3の平等割額「9,200円」を「8,800円」に、特定世帯では「4,600円」を「4,400円」に、特定継続世帯では「6,900円」を「6,600円」に改めるものでございます。

次に、32ページの第8条から第9条の3にかけては、介護給付金に係る規定であり、第8条の所得割額算定の率「100分の2.45」を「100分の2.49」に、第9条の資産割額についての規定は削除、第9条の2の均等割額「9,700円」を「1万200円」に、第9条の3の平等割額「6,400円」を「6,800円」に改めるものでございます。

次に、23条からは国民健康保険税の軽減世帯に係る規定であり、基礎課税額の限度額を「58万円」から「61万円」に改めるものです。第23条第1号については、7割軽減の減額対象とする世帯に係る改正で、均等割額及び平等割額については、アからカの記載のとおり改めるものでございます。

次に、33ページから34ページにかけての同条第2号については、5割軽減の減額対象とする世帯に係る改正で、軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額「27万5,000円」を「28万円」

に改め、均等割額及び平等割額については、アからカの記載のとおり改めるものでございます。

次に、34ページの同条第3号については、2割軽減減額対象とする世帯に係る改正で、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額「50万円」を「51万円」に改め、均等割額及び平等割額については、アからカの記載のとおり改めるものでございます。

なお、本条例の附則といたしまして、施行期日を公布の日から、適用については本年4月1日からとするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） おはようございます。それでは、議案第36号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の主な内容は、上位法であります介護保険法施行令において、低所得者に対する保険料の軽減率が拡大されたため、介護保険法施行令第38条第1項第1号から第3号に規定されているものに対する保険料を減額する改正となったことに伴い、町条例の一部を改正するものであります。

それでは、資料の35ページをお開きください。保険料率は、3年間で見直しとなっておりますが、改元に伴う期間の改正を行うため、第14条第1項で規定しております「平成32年度」を「令和2年度」

に改めております。現行の第2項において、第1項第1号に掲げる第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの軽減後の保険料率を規定しておりますが、過年度であることから、第2項を削り、続く第3項においては第2項を削ったことにより、「第1項」を「前項」に改めております。

次に、36ページをお開きください。同じく第3項において今後の保険料率を規定するため、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に改め、軽減後の金額を「4万500円」から「3万4,200円」とし、「第3項」を「第2項」としております。

次に、新たに第3項として、第1項第2号に掲げる第1号被保険者の令和元年度及び令和2年度、各年度の保険料率についても第2項を準用することとし、第2項中の軽減後の金額「3万4,200円」を「5万6,700円」とする読みかえ規定を加えております。同様に第4項といたしまして、第1項第3号に掲げる第1号被保険者の令和元年度及び令和2年度、各年度の保険料率についても第2項を準用することとし、第2項中の軽減後の金額「3万4,200円」を「6万5,700円」と読みかえ、規定を加えております。

なお、附則において施行期日を公布の日からとし、改正後の富岡町介護保険条例第14条第2項の規定は、令和元年度から適用し、平成30年度以前については従前の例とする経過措置規定を設けております。

説明については以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、議案第37号 工事請負契約についてご説明申し上げます。

過日、大原本店旧店舗改修工事の入札を行い、入札の結果、不落となりましたが、最低価格入札者との協議を経て、別紙資料1のとおり仮契約となりましたので、議会の議決をいただくものです。

議案第37号別紙資料1をごらんください。工事番号、名称、第3-2-3号、大原本店旧店舗改修工事、工事の場所、富岡町中央1丁目地内、末工期、令和2年3月13日、契約の方法は随意契約です。契約の相手方、株式会社ヤマムラ、代表取締役、中村忍です。

続きまして、工事概要についてご説明いたします。議案第37号別紙資料2をごらんください。資料右上には工種といたしまして、①、外壁モルタル修繕など1から10まで主な工種を示しております。資料左側には一部1階部分平面図について表示しており、建物の利活用を図る場として交流スペースと事務室を設けております。1階平面図右側には2階平面について表示しており、数寄屋づくりの和室を復元するものです。また、外壁モルタル修繕及び外壁レンガの修繕を行い、当時期における昭和初期の看板建築の建物を後代へつなぐものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 入札が不調に終わり、一番低い札を出した業者と随意契約ということなのですけれども、それで7,480万円ですか。このほかに、これが完成してからこの建物を町民の方が見に行ったり、そういったときに人を配置したり、維持費にまだまだこれからお金がかかるようであれば、私この議案ちょっと賛成できないのですけれども、できるだけ維持費がかからないということであれば賛成できますが、その辺ご説明ください。

○議長（塚野芳美君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 質問にお答えいたします。

維持費につきましては、現在想定でございますが、火災保険、それから警備費等はかかるものと考えてございます。そのほか通常かかる維持につきましては、入居を想定している団体等がございすけれども、そこに負担をいただいて、通常の維持管理費は軽減していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ちょっとわかりやすく説明お願いしたいのですけれども、警備とか火災保険、これは最低かかるものだから、これは理解できますけれども、その団体には既に何か町からお願いしているものがあって、そのお願いしているものの範囲の中でやってくれるから、この物件に関しては

人件費のようなものはかからないと、そういうふうな解釈でいいのですか。

○議長（塚野芳美君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） お答えいたします。

入居なされる場所の団体等につきまして、そこにかかる人件費、その他に関してはその入居なされる場所の負担ということで、通常の維持管理、光熱水費等もその入居なされる場所においてお願いすると、負担していただくというふうな考えでございますので、通常の人件費とか何かはかからない方法にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 固有名詞がちょっと出てこないものだからぴんとこないのですけれども、その入居される団体は既にそれを了解した上で入居されるということによろしいのですか。

○議長（塚野芳美君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） お答えいたします。

事前に打診をいたしまして、入居させる団体につきましては入居してもよろしいとは伺っておるところでございます、その負担関係につきましては今後協議していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） いや、課長、だめでしょう、それでは。もう今3回目だからですけれども、先ほどまで、2回目の質問までは、ですから火災保険料等にかかるけれども、その他のものは入居者が負担されるのでかからないと言って、その負担を今度協議していくというのでは話が違うでしょう。どちらなのですか。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 入居に関しまして、その負担はご負担願うと考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私、所管なのですけれども、入居という言葉聞いて今ちょっとびっくりしたのですけれども、どこかに貸すのですか、これ。大原本店、歴史的にも価値がある建物だから、これだけのお金をかけて、できるだけそのままに見せるように直すということだったと思うのですが、これだけ価値のあるものをよそに貸して、我々見られないのでは何の意味もないですよ。本来であれば文化財的な価値だとすれば、直した後は常に誰が行っても見られるような状況にしていくのが文化財の価値だと思うのですが、入居という意味、ちょっとわからないのですけれども、お金取って貸すのですか。これ管理してもらう団体をそこに入れるということなのですか。町民とかよそから来た人

がいつでも自由に見られるという形なのか、その辺ちょっとはつきりしてください。今まで委員会でも審議していますけれども、そういう言葉全然出なかったのです。その辺ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） お答えいたします。

入居するということにつきましては、事務スペースがございますので、事務スペースに入っていただいて、施設全体の管理も一緒をお願いしたいと考えてございまして、2階等の和室と、あとは交流スペース等には立ち寄られる方にはフリーに入っていて、見学なり交流なりをしていただくというふうな考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 中身はわかりました。この1階の事務スペースに管理業務を行う団体が入るということでもいいのですよね。そうしますと、管理業務を行うためには町から幾らか管理業務として年間幾らか出すと思うのです。その辺の金額の積算と、管理業務を行わないでこれを事務所だけに貸すとすれば、多分収入で入ってくるのかなと思うのですが、その辺ちょっとはつきりさせてくれます。

○議長（塚野芳美君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） お答えいたします。

現段階では管理業務となれば金額が生じるものと考えておりますので、管理業務をやっただいて、入居費との比較等もあるかとは思いますが、管理費だけで入居費は現在のところは相殺みたいな感じで考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） いや、課長、ですからその辺、運用方法も含めてその経費というか、お金の部分もあるのですけれども、それを説明しなければよくわかりません。どういう運用をして、どういうことなのだというその金額と、それから運用内容と。

滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 生涯学習課長からもありましたが、今現在町で考えているのは、今総合福祉センターにありますシルバー人材センターにこの管理をお願いしたいということで、今内々的にはお話を申し上げているところでございますので、よろしく申し上げます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、ちょっと待つて。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、そこで自由討論やらないでください、13番さん。副町長、だからわからないでしょう。今と同じでしょう、それでは。管理を頼むということは管理料が発生するのだろうと単純に考えてしまいますので、その辺のお金の部分を含めてどういう運用なのですか。

滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 管理に対しての費用負担といたしますか、今現在総合福祉センターに入っていていただいてシルバー人材センターとして運営してもらっていて、現在当然福祉の部分で町からも補助金ということで出しております。それから、南双シルバーの事務局も担っておりますので、各町村からの若干の負担金もありまして、それらをもとに大原本店の事務室に入っていていただいて、これらを含め管理等をやっていただきたいということで今考えております。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 管理費、今までシルバーがやっていたようなことで、今現在シルバーが総合福祉センターでやっている業務をそのまま事務的なことはこの大原本店に持ってきてやっていただくということで、事務経費、管理経費については一切発生しないものということで考えております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 管理経費は一円も多分出さないと思うのです。ここの事務所をシルバー人材センターの事務所にするということは、本来であればこの事務所を貸す代金をいただかなくてはならないわけだ。それが今までは広域のシルバー人材ですから、各町からも出てくる、富岡町でも出しているということで、福祉センターを今まで使っていたと。ここ使えば、その金額、総額何ぼだよと出るはずなのです。その金額と管理する分をツープレイにしましょうということだと思うのです。その金額、しっかりうたってくれないと、10万円で済むのだから1,000万円かかるのだから、我々全然わからないのです。その辺を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） ただいまシルバーにも正式に許可とか正式な話し合いを持ってどうですかというようなことでなくて、内々的な打ち合わせで今まできたところでございますので、今後それらも含めて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） シルバー人材センター、実際に事務所的なものないのです。それで、今広野から川内までの、これシルバー人材センターの事務局を富岡町が担っています。そういう意味で、これらの負担金があって事務局というものを担っているわけですけども、それらを全て今富岡町の事務局を担っているシルバー人材センターに入っていていただいて、そしてここに来るお客さんの振り分けもしていただいて、それらと自分の事業と一緒にそこでやっていただくということで、これらについては町が特段にお金を出して管理をしていただくとか、そういうことではなくて、それはシルバー人材センターの今の連合会から来るお金、そして町ではこれらについて240万円の富岡町が事務局を担うということで1人分の人件費を出しております。そういうお金で何とか間に合うということで、ここに入っていていただくということでありますから、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。  
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休議いたします。

休 議 （午前11時09分）

---

再 開 （午前11時20分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第38号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、議案第38号 工事請負契約の変更について内容のご説明を申し上げます。

今回の変更は、平成31年3月6日に町議会の議決をいただきました椿屋第2・第3ため池放射性物質対策工事に係る工事請負契約について、椿屋第2ため池の工事施工に当たり、施工前の採泥、汚染濃度分析を実施した結果、施工範囲外の箇所において基準を超える汚染が確認されたため、工事費の契約額2億34万円を2億1,177万1,200円に増額し、工事の施工範囲を一部変更しようとするものでございます。

議案第38号別紙資料1をごらんください。第1回工事請負契約書になります。第2条におきまして工事請負代金1,143万1,200円を増額するものでございます。そのほか、契約の条項について変更はございません。

議案第38号別紙資料2をごらんください。上段中央部に今回の主な変更内容を記載しております。

椿屋第2ため池の対策工事におきまして、施工前の採泥により汚染濃度基準、キログラム当たり8,000ベクレルを超過する汚染が確認され、施工対象とする範囲を見直したものであります。これに伴い施工対象面積が増加し、発生土処理工の処理量及び放射性物質濃度分析の分析資料数が増加したものでございます。左側上部に椿屋第2ため池の図面が記載されておりますが、赤く着色された部分が増加する部分となります。加えまして、左側下部に工事概要に赤文字で記載がございまして、ポンプしゅんせつ工による底質除去厚15センチで668平方メートルの追加施工、発生土処理工13袋、濃度分析箇所が4カ所ふえるものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません。施工前に事前施工前の調査で新たに8,000ベクレル以上の範囲が確認されたということで、それが追加になるということ自体は、もう当然線量の高いものを除去するというのは当たり前なのですが、これを設計を組むに当たって事前の調査をしてあったと思うのですが、事前調査の段階でこれだけの広範囲の面積の8,000ベクレルを超える状況が確認できなかった理由をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 当初調査した際にはシンチレーションファイバーで面的に調査しまして、その後堤のため池の中で通常3カ所ですとよろしいところ5カ所調査をしたところでございます。その際にはこの付近でもその数値を超える部分はなかったと。ただ、面積が広い中での5カ所でございますので、その工事施工に当たって再度もう一度付近のところもあわせて、シンチレーションファイバーとあわせて通常採泥ということで土をとったところ、8,000ベクレルを超過していた部分が発見されたということで、全体的には箇所数が全面的にある程度基準をオーバーする部分で採泥はしていたのですが、今回改めて調査したところ、そういった箇所が見つかったということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 事前調査でその部分がちょうど行かなかったということなのですが、ため池の性質上、上流側からというか、とめている上から水が流れてきて水をためるといった性質になると思うのですが、当然入ってくるところというのは一番最初に入ってくる場所なので、たまるのもそうですし、後からいろんな形で流れてきて、調査した段階と現段階でふえるということも可能性はあろうかと思うのですが、水がたまって入ってくる上のため池の上流部のところの調査というのは、調査の点として入っていなかったのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今回用意しております図面の赤い箇所の脇に数字的なものが入って

いるかと思うのですが、5カ所ほどあると思いますが、ここがいわゆる先ほど言いました通常3カ所のところ5カ所ということで採取したところなのですけれども、さらに上となりますと実質実施していたかしていないかという、最初の調査のときにはしていなかったということにならざるを得ません。今回やる際については、近隣の調査したということでの発覚でございますので、さらにその上流部もはかったところ、その上流部はなかったと。赤い箇所エリアということでの選定でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） この追加工事がいい、悪いではなくて、基本的にため池はきちっとやっていただかないといけないので、当然施工前にこういう形で発見されたことは非常にいいことなのですが、やはり事前のときに性質というのがはっきりしているわけですから、3点が基準で5点やったということではなくて、その状況によってはやはり調査する点をふやして、やはりなるべく事前にきちっと押さえられるような形、これからもため池まだまだあると思うのですけれども、そういうことも含めて事前の調査をしっかりしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） おっしゃるとおり、ため池の中にそういった高汚染濃度箇所がなくなるように調査の段階といいますか、今現時点におきましては入る際の再度測定をするわけですが、その中で十分調査をしながら対策に入っていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の答弁聞いていましたが、前回、前にそこ何のため池かな、満開のため池。あの件でもやっぱり増額になって、私質問した中では、震災後二、三年の中で調査したのかな。調査が早かったがために、それから月日が流れて上流部分から流れ込んできて線量が高くなって範囲がふえたという説明を受けたのです。私、それで納得したのです。今回の説明も多分同じようなやりとりだとは思いますが、多分幾らこれ調査しても、調査した後1年も2年もたつと、また上に広がっていくのかなと思うのです、流れ込んでしまいますので。ただ、もう大分流れる部分はなくなったのかなと思うのですが、工事施工する前の調査結果ですよ、これ。当然広がるのは当然なのかなと私は思うのですが、そういうことで前回理解したのです。それでいいのかどうか。

あと1点、8,000ベクレル以上のものをやっていると思うのですが、実際どこまで下げているのか、それをお聞かせください。何ベクレルまで下げているのか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） ご指摘いただきました調査時点は、28年度、29年度というようなことでのそれぞれため池を調査している結果に基づいてということになろうかと思ひます。あわせまして、先行して実施しているため池がどのぐらい下がっているのかということでございますが、施工前

に例えば4万2,000という箇所については553ベクレル、こちらは北郷第2ため池の際の結果でございます。平均的には98.7%低減しているというようなところでございます。あわせて、椿屋2工区でございましたが、椿屋第1、第2清水ため池の際には2万6,125ベクレルでしたものが718ベクレルで、同じように97.3%の低減率と。実施した際にはどれもこれまでのため池につきましては97から99%ほどの低減率となっております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今数字聞いてびっくりしました。97%からの低減率ということで、全く水には問題なくなるのかなと思うのですが、29年度からかな、ため池の除染始まったのは。多分29年か30年だと思うのですが、除染やったところを試験的に1年後くらいにちょっとはかってみるのも、町民にはこれだけ下がって、1年たってこれだけだよということを言えるようにしておけば、かなり説得力があると思いますので、ぜひ予算的な問題はあろうかと思いますが、その辺のことも今後考えていただければありがたいと思います。どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今年度実施した箇所の1年後というようなことで、時期を見て調査する予定となっておりますので、また結果が出ましたらご報告する形をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） ちょっと確認のため。今回668平米、15センチ、 $m^3$ にすると10.02 $m^3$ になるのだけれども、43袋搬出ふえているわけなのだけれども、1本当たり0.23 $m^3$ かな。これ $m^3$ 当たりの比重教えて。そして、自立しているのかどうなのか。

それと、椿屋第2の防止フェンス20メートル、これ増減なかったのかの確認。

その2点、お願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 1点目の平米当たりの比重につきましては、済みません、手元にそういう資料がございません。後ほど報告させていただきたいと思います。

あと、フェンスにつきまして変更はないのかということにつきましては、今回変更ないというようなもので考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 平米でなく立米だ。668の15センチで10.02 $m^3$ 搬出しているわけだから、数字上。これに対するフレコンバッグの増量が43袋。1袋当たり0.23 $m^3$ 入っているわけ。だから、 $m^3$ 当たり

の比重教えてもらいたいのと、出しているフレコンがみんな自立しているのかどうなのか。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 採決にそんなに支障ないから、後で教えて、ちゃんとした数字を。今後のためにもなるから。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 申しわけございません。後ほど精査したものを、確認したものをご報告させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第39号 工事請負契約の変更について内容をご説明申し上げます。

別添議案第39号別紙資料1をごらんください。工事請負契約の変更に係る第2回工事請負変更契約書です。今回、工事請負契約の変更を行おうとする工事の番号、名称は、第15-1-10号、曲田都市計画街路3号線外整備工事です。工事の請負者は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹です。本文中の条項につきましては、第1条で今回の設計内容等の変更は別紙により示すこととし、第2条で第1条で示した変更に基づく工事請負代金の額として税込みの金額で529万4,160円を新たに減額する旨を記載しております。また、第3条ではその他については原契約のとおり変更ない旨を記載しております。

なお、本工事については第1回工事請負変更契約を平成31年第1回富岡町議会臨時議会において、工事請負変更契約の変更として完成工期の変更を議決いただいているところでございます。

次ページ、議案第39号別紙資料2、曲田都市計画街路3号線外整備工事の変更についてをごらんください。本資料は、第2回工事請負契約書の第1条において、別紙において示した設計内容の変更の概要になります。左上の工事の概要は、当初契約時の工事概要であります。

次に、中ほどから右下に今回の主な変更内容を記載しております。まず、擁壁背後の盛り土材であります。本材料につきましては当初購入土で計画しておりましたが、環境省より仮置き場解体に伴う放射性物質の濃度が新材と同基準の採石が入手できたことより、購入土を本流用土に変更することとしたものであります。

次に、地盤改良工事についてでございますが、改良範囲内に支持層相当の岩盤が出たことより、改良数量を約半分に減じることとしたものであります。一方、既存埋設物の撤去工においてでございますが、地盤改良範囲内に予定の範囲を超える深さの建物基礎ぐいを確認されたため、これを引き抜くための撤去工と処分数量の増を行うこととしたものであります。なお、これらの主な変更が生じた工事箇所については、資料左中ほどにお示ししております。今後とも安全を第一に、工期内の完成を目指し工事を進めていきますので、議員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 減額になるというのは大変結構なのですけれども、その変更内容をちょっと拝見させていただいて、環境省からの盛り土材の提供とありますけれども、環境省から提供されたという何か汚染された土というイメージが湧いてくるのだけれども、基準値以内ということの先ほどの説明だけれども、やはり健康被害を考えたときに、この提供される盛り土の線量のレベル、これをちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

ご説明の中でさせていただきましたが、新材相当ということに基づいていますので、100ベクレル以下の採石を持ってきております。ちなみに、東側の盛り土材として昨年度盛ったところがありますが、こちらにつきましても楢葉からのやつで100ベクレルということで、以下のやつで基準で入れております。環境省からの基準を受け、また町でも再度確認して、100ベクレル以下であることを確認してから使っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） この100ベクレル以下というのは表面に出るのですか、それとも資材として

中に隠れてしまうのですか。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

ベクレルは、議員もご存じのようにそもそもその物質の放射能を出す力でございまして、今の100ベクレルにつきましても当面の暫定基準ではございますが、どこに使っても大丈夫だというレベルの放射性濃度の基準でございまして、はかる方法によりましてどのような形で1キロをはかるときにまぜ合わせても、どのような形であってもその数字は変わらないところでございまして、ちなみに空間線量でいいますと0.05 $\mu$ Sv/hというほどの値であります。

○議長（塚野芳美君） 違うでしょう、答えていることが。

〔何事か言う人あり〕

○都市整備課長（竹原信也君） 失礼しました。こちらにつきましては、埋め戻し材となりますので、下に入る土でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この変更内容の一番下にあるくいの引き抜き工の追加ということで、これ多分解体時に本来引き抜くやつが残っていたということだと思っておりますが、引き抜き工に関しては多分環境省がやるべき事業なのかなと思っておりますが、ここで相殺とか、そういうことは絡まないのですか。これ町でお金を出してやるということだと思っておりますが、本来環境省の仕事ですよ。その辺はどうなっているか。ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） そもそもは建物解体に伴うくいというのが本来の数字であったかと思いますが、今回こちらで発見されたくいにつきましては、当時の資料等々でその建物に使っていたという証拠がなかったものを今回町で所定のところのものにつきましては開削工事で撤去するというので、たまたま深いやつが出てきたということで、不明ということで町で撤去させていただきました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 不明ということであれば理解しますけれども、この辺には多分3階建てとか、そういう大きな建物あったと思うのです。それで、環境省が抜いたとすれば当然不明ぐいになるかと思うのですが、抜いたのですか。それは確認したのですか。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） まさにこのところにつきましては、誠屋の建物が建っていた位置

でございます、そちらにつきましては環境省で開削工法によって所定のくいは抜いたという形のことは当時私たちも確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹兼課長補佐の朗読を求めます。

総務課主幹兼課長補佐。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、議案第40号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容についてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、当初予算において年間予算を編成したところではございますが、特に緊急性が高く、町政執行上真に必要なものについて、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,659万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ200億9,919万7,000円とするものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。初めに、第1表、歳入歳出予算補正、歳入についてご説明申し上げます。第13款国庫支出金4,732万円の増額は、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金において消費税、地方消費税の引き上げによる低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、国において検討されているプレミアムつき商品券事業に係る補助金を非課税子育て世帯向け商品券事業費補助金並びに同事務費補助金として1,394万円を新たに計上、また同項第3目土木費国庫補助金において道路橋梁長寿命化事業推進のために社会資本整備総合交付金防災安全交付金を3,088万円増額することによるものであり、加えて第3項国庫委託金において上本町構造改善センター機能回復事業に係る福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金250万円を増とすることによるも

のでございます。

第14款県支出金、第2項県補助金187万9,000円の増額は、営農再開支援事業補助金が追加決定されたことによるものでございます。

第17款繰入金、第2項繰入金1億4,139万1,000円の増額は、営農再開支援水利施設等保全事業の実施に伴う福島再生加速化交付金基金繰入金9,500万円の増、また事業費及び財源の精査により財政調整基金繰入金4,639万1,000円の増によるものでございます。

第19款諸収入、第4項雑入600万円の増額は、非課税子育て世帯向け商品券売上金を見込み額として計上することによるものでございます。

これにより、歳入の補正予算総額を1億9,659万円としたものでございます。

次に、歳出について申し上げます。5ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費2,004万円の増額は、非課税子育て世帯向け商品券事業に係る交付金事務費として新たに計上するものでございます。

第6款農林水産業費1億19,550万円の増額は、第1項農業費において農地基盤整備対策事業1億1,200万円の増や上本町構造改善センター機能回復工事500万円の増などによる1億1,886万2,000円の増、また第3項水産業費において68万8,000円の増によるものでございます。

第8款土木費5,700万円の増額は、橋梁長寿命化事業の効果の早期発現を目指し、補修設計費並びに補修工事費を追加するものでございます。

第10款教育費は、アーカイブ施設展示工事費1億円を同額展示制作委託料に振りかえるものでございます。

これらのことにより、歳出の補正予算総額を1億9,659万円としたものでございます。

次に、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。第2表、継続費補正につきましては、第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、営農再開支援水利施設等保全事業において、総額を6億円から5億2,000万円に変更し、令和元年度年割額1億円、令和2年度年割額4億2,000万円に、また第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農業基盤整備促進事業において、総額を6,000万円からゼロ円に変更するものでございます。

以上が今回の補正予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法につきましては、慣例により歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、12ページをお開きください。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。最後の歴史民俗資料館費ということで、工事請負費で計上していたものを資料保全業務委託に振りかえるということなのですが、ちょっと内容が全然違うと思うのですが、これどういう予算計上だったのか、ちょっとお知らせいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

当初予算編成時には歴史民俗資料館資料において展示資料物を設置する工事ということで説明を受け予算調整をしたところでございますが、年度が改まり事業の実施の際の説明を担当課からいただいた際に、展示するための例えば台であるとか展示制作物を制作するのだと。制作するということであれば、それは工事費ではなくて、設置が込みであっても、それは工事費ではなくて業務委託費ですよということで、それは財政担当課として理解ができたので、振りかえるようにと指導をしたところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 8款の土木費の道路橋梁なのですが、今回長寿命化ということで、具体的にどこの橋の長寿命化を図るのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今回補正をさせていただきましたのは、国の2次補正でついたお金に基づいていますので、今回既に発注しております橋梁の点検、こちらの結果を見て進めていきたいという追加の補正でございまして、当初予算からついたところについては既に発注したところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 課長、どの橋梁が対象なのですか。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

現在、そちらの調査結果をもとに、今後進めていきたいと思っておりますので、今回この予算の中でこの橋というのは今決まっていなくてございまして、今年度行いました調査結果等々をもとに、再度緊急というか、5年に1回点検していますので、そちらで改善を求めるというレベル3というのがあるのですけれども、そちらを選び出しまして、順次進めていく予算という形でご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今回新たに調査をするのか、それとも今まで調査ある程度してあった中をもう一度何年かに1遍ということでもう一回新たに調査をするのか、ちょっとその辺がよくわからなかったのですけれども、今までやっていなかったところを今新たに調査をしているのか、ちょっとそのところを詳しく。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

長寿命化につきましては、町内には約72橋の町道橋がありまして、こちらを5年スパンで一巡するような形で調査しているところございまして、昨年度終わりました、今年度から第2巡目という形になっております。もう既に3橋の補修工事、今年度発注しておりまして、またあと3橋の詳細設計を発注したところございまして。今後調査につきましては11橋、こちらを調査を行いまして、こちらから先ほどお話しさせていただきましたレベル3という形のやつで進めていきたいと思っております。これあくまでも国の2次予算で後からついた予算ということなもので、こちらも今年度お金をせっかくいただきましたので、長寿命化を図るために直すべき橋を今後設計し、工事も今年度なるべく進めていきたいと考えているところございまして。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 予算と余り関係ないのですが、きのうかな、きのうだかおとといの新聞でちょっと見たのですが、鉄道活性化対策協議会ということで、会長が内堀知事のもとで東京から直通の特急を通してくださいよという陳情に行ったと思うのですが、富岡では町長が写真に写っておいりました。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、これ今予算の審議をしていまして、どの予算ともその件は絡まないで、関連して……

○13番（渡辺三男君） 絡むでしょう。町長行っているもの。町長行っているもの絡むでしょう。

○議長（塚野芳美君） いや、行っていることと予算の審議とは別ですから。

○13番（渡辺三男君） 旅費と。旅費が絡むでしょう。

○議長（塚野芳美君） 旅費。

○13番（渡辺三男君） うん。でなかったらやる場所ないでしょう。総括でやらないと。

○議長（塚野芳美君） では、続けてください。どうぞ。

○13番（渡辺三男君） 震災前、我々も特急電車をなくさないでくださいよということで大分陳情に行ったりしたのですが、状況が変わって、震災が起きて状況が変わって、県も本気になってくれるのかと思うのです。副知事が行っていたようですから。そういう状況の中で、今後どうなっていくのかということをお我々非常に心配しているのですが、当然特急電車、直通の特急電車を通していただきたいということで町長にも頑張っていたきたいと思うのですが、陳情に行った中身についてニュアンス的にどんな捉え方をしているか、ちょっとお聞かせ願えればと。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これらのものは福島県の鉄道活性化協議会、それから我々常磐線活性化事業で、会長が南相馬の市長、それから相馬市長といわき市長が副会長ということで、富岡町監査を仰せつかっています。そういう関係で私行ってきました。今回、水戸支社にこれらの特急のものをしっかりと確保してくださいというのは水戸支社にお願いをしたわけですが、水戸支社ではこれらについては検討させていただきますというようなことで、その後に国土交通省にも出向きまして、交通大臣にお話をさせていただきました。国土交通省でもこれらについてはJRを指導することはできますというような話でありますので、私からもきちっとした指導をしてくださいということでお願いをしてきたところでございます。JRでもこれらについては考えていると思いますし、それから特急列車が例えば東京仙台間を通していただいても、富岡駅にとめていただかなければ何にもならないことでありますから、これらについても私からきっちりとお話はさせていただきましたが、まだまだ流動的だと私は考えています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 原発被災地区にとっては、まさに人口が流出して、戻すには大変な状況が生まれています。そういう中でやっぱり特急電車を直通で通して我が町にとめるということはかなりのプラスになろうかと思うのです。そういう部分で常磐線沿線の首長たちが一つになってやっぱり陳情に行くって、私はすばらしいことなのかなと思うのです。こういう震災があったからこそ一つにまとまれる事業なのかなと思いますので、ぜひ今後とも町長に頑張っていたきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 機会を捉えてしっかりと要望、そしてこれを実現できるように頑張っていき

たいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時05分）

---

再 開 （午後 零時57分）

○議長（塚野芳美君） 若干早いですけれども、それでは再開いたします。

再開いたしますが、この後休議をいたしまして、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所につきまして申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、13時15分まで休議いたします。

休 議 （午後 零時57分）

---

再 開 （午後 1時07分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

---

#### ○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔総務文教常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第19号、令和元年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務文教常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、6月13日12時58分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告します。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、早川恒久君。

〔産業厚生常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第20号、令和元年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業厚生常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、6月13日12時59分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) いわき支所に関する件、(2) 郡山支所に関する件、(3) 都市整備課に関する件、(4) 福祉課に関する件、(5) 健康づくり課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第21号、令和元年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。本委員会は、6月13日午後1時より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第22号、令和元年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、6月13日午後1時2分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会

事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第23号、令和元年6月13日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、6月13日13時3分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

○動議の提出

〔「1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和元年第3回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時19分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男